

沖縄県子どもの貧困対策計画

【改定計画】

平成31年 3 月

沖 縄 県

はじめに

平成28年1月、沖縄県が全国に先駆けて実施した「子どもの貧困実態調査」により沖縄の子どもの貧困率が29.9%と、全国の約2倍、3人に1人が貧困状態にあるという深刻な結果が明らかとなりました。

また、同時期に県内の小中学生の保護者と児童生徒を対象に、その生活実態を把握するために行ったアンケート調査では、経済的な理由で生活に必要な物を買えない世帯や、自己肯定感を持てないで過ごす児童生徒がいるなど、厳しい生活実態が明らかとなりました。

このような実情を憂慮した翁長前知事は、平成28年度を貧困対策元年と位置づけ、自らが先頭に立って子どもの貧困対策に取り組むことを明言し、平成28年4月からの6年間を期間とした「沖縄県子どもの貧困対策計画」の策定や30億円の「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」の設置を行ったほか、県民一体となった県民運動として子どもの貧困対策に取り組むため、県内各界の団体・関係機関等に呼びかけ、自らが代表発起人となり、「沖縄子どもの未来県民会議」を設立しました。

それから3年、沖縄県では「沖縄県子どもの貧困対策計画」に基づく施策を推進し、行政では行き届きにくい施策については、「沖縄子どもの未来県民会議」が県民運動を展開するなど、官民一体となって様々な取組を行ってきました。

このような取組や活動は、県民の皆様にも広く周知されたことで、子どもの貧困問題が社会問題として認識され、数多くの支援をいただいているところです。

社会問題として大きくクローズアップされたことで、今まで目には見えなかった課題やより一層推進すべき課題などが明らかとなってきました。「沖縄県子どもの貧困対策計画」が3年目の折り返しを迎える中、このような課題をしっかりと検証し、今後の効果的な施策推進を図る必要があると考え、沖縄県では計画の中間評価を実施し、課題に対応した施策を盛り込むため、今般、計画の改定を行うこととしました。

沖縄の未来を担う子どもたちが、夢や希望を持って成長していくことが私たち県民の願いです。このような明るい未来となるように、県政の最重要政策として子どもの貧困対策を推進し、誰一人取り残さない社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、県民の皆様におかれましては、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成31年3月

沖縄県知事 玉城 デニー

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 基本理念	2
3 基本方向	4
4 計画の位置付け	5
5 計画の期間	5
6 計画に基づく支援の対象となる者	5
第2章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題	6
1 沖縄県における子どもを取り巻く現状	6
2 子どもの生活実態調査より明らかとなった現状と課題	23
第3章 指標の改善に向けた当面の重点施策	44
1 ライフステージに応じたつながる仕組みの構築	44
2 ライフステージに応じた子どもへの支援	48
3 保護者への支援	61
4 雇用の質の改善等に向けた取組	65
5 沖縄県子どもの貧困対策推進基金	66
6 子どもの貧困に関する指標及び目標値	67
第4章 子どもの貧困に関する調査研究	70
1 子どもの貧困の実態等の把握・分析するための調査研究	70
2 子どもの貧困対策に関する情報の収集・蓄積、市町村への提供	70
第5章 連携推進体制の構築	71
1 関係機関における連携推進体制	71
2 県民運動としての子どもの貧困対策の展開	72
3 庁内及び外部有識者による施策の評価	72

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成18年7月、経済協力開発機構（OECD）が「対日経済審査報告書」の中で、日本の子どもの貧困率が上昇しており、働くひとり親の半数以上が相対的貧困の状態にあることなどを報告して以降、我が国でも、子どもの貧困問題への注目が高まりました。

背景には、近年、我が国において、厳しい経済雇用情勢が家計に影響を与えているほか、核家族化や少子化の進展による子育て家庭の養育力の低下、地域のつながりの希薄化による子育て支援機能の低下など、子どもの育ちや子育てをめぐる社会的、経済的な環境変化があります。

このような中で、平成26年1月、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号。以下「法」といいます。）が施行されました。法においては、地方公共団体に、地域の状況に応じた施策を実施すること、併せて都道府県に、「子どもの貧困対策計画」（以下「計画」といいます。）の策定に努めることを求めています。

一方、平成24年3月に改正された沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）においては、沖縄特有の事情も勘案し、国及び地方公共団体に、子育て支援の充実を図るとともに、社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年の修学及び就業への援助に努めることなどを求める、新たな規定が盛り込まれています。

また、内閣府では平成28年度から33年度までを子供の貧困の集中対策期間と位置付け、平成28年度予算において所要の予算を確保し、子供の貧困対策支援員の配置と居場所の運営支援を行うこととしています。

これらのことを背景として、また、以下の考えにより、計画を策定するものです。

はじめに、沖縄県では、全国と比較して貧困状態で暮らす子どもが多く、貧困が子どもの生活と成長に影響を及ぼしていることが強く懸念される状況にあ

ります。このため、子どもの貧困は、沖縄県において克服すべき重要課題であり、計画を策定し、抜本的な対策に取り組む必要があります。

次に、子どもの貧困対策は、幅広い主体の参画の元に、解決が図られるべき課題です。

子どもの貧困は、子どもの生活の様々な面で不利な条件が蓄積され、子どもの心身の成長に影響を及ぼします。このため、子どもの貧困対策は、子どものライフステージに沿って、切れ目のない総合的な支援を行う必要があります。

また、子どもの貧困問題は、先述のとおり、社会・経済的な環境変化に起因して発生しており、その解消を図るためには、地域の実情に即して、社会全体で取り組む必要があると考えています。

以上のことを踏まえると、子どもの貧困対策は、国、県、市町村はもちろんのこと、関係団体・法人、NPO、民間企業のほか、広く県民各層の理解と協力を得ながら推進する必要があります。これを実現するためには、計画を策定し、沖縄県における子どもの貧困の実態を明らかにするとともに、子どもの貧困対策の基本方向を定める必要があると考えたものです。

2 基本理念

社会の一番の宝である子どもたちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指します。

(1) 子どもの貧困対策の目的

子どもの貧困対策の目的は、貧困状態にある子育て世帯の保護者に必要な支援を行うとともに、そのような家庭で暮らす子どもが、社会に出て安定した仕事につき、希望する者は家庭を持ち健全に子どもを育てるなど、その能力に応じ、社会に貢献できる人材として育成することです。

(2) 子どもの貧困対策の使命

「つながり、皆で育む。」

子どもの貧困対策に関する県の使命は、貧困状態が子どもの生活と成長に

与える悪影響を解消、低減し、又は予防するため、貧困状態で暮らす子どもとその保護者に支援者がつながる仕組みを構築し、県自ら又は市町村、地域の関係団体、広く県民等との協働により、子どものライフステージに即して切れ目のない総合的な施策を展開するとともに、保護者に必要な支援を行い、対策の目的を達成することです。

（３）子どもの貧困対策のビジョン

沖縄県は、子どもの貧困対策を推進するに当たり、基本理念、対策の目的、県の使命を踏まえ、中期的な目標として、以下のビジョンの実現に取り組みます。

- 子どもの貧困対策が適切に講じられた結果、6年後の平成34年3月には、
- 児童虐待やいじめで苦しむ子どもが減っています。
 - 家庭で朝食を欠食したり、ひとりで食事をする子どもが減っています。
 - その結果、不良行為で補導される少年が減り、青少年の犯罪も減っています。
 - 全ての子どもが1日3食の食事をとり、体調が整い、体力が向上しています。
 - 学校、地域の取組により、全ての子どもの勉強をする機会や部活動などに参加する機会が確保され、不登校や不本意な中途退学をする子どもの割合が減っています。その結果、高校を卒業し、希望する大学等に進学する子どもが増えています。
 - 子どもたちの笑顔が増え、将来に夢や希望、目標を持ち、それを実現する自信を持つ子どもたちが増えています。
 - 中学校・高校卒業時の進路未決定者や若年無業者が減っています。
 - 生活のためにアルバイトをする生徒や学校卒業後、奨学金の返済に苦しむ若者が減っています。
 - 希望する職に就き、安定して就労を継続し、経済的に自立した若者が増えています。
 - 生活や経済の安定により、結婚や子どもを持つ希望が叶い、減少していた子どもの数が増え始めています。
 - 働く親の雇用環境が改善し、所得が増え、貧困状態でなくなり、経済的

に困窮するひとり親世帯や経済的な理由により親と一緒に住めない子どもが減っています。

- 保育所入所待機児童が解消されるなど、子育て家庭を支える環境が整っています。
- 愛情にあふれる父母や、安心して子育てをする保護者が増えています。

3 基本方向

- (1) 子どもの貧困対策を推進するに当たっては、支援を必要とする子どもとその家庭の実情の理解に努め、全ての子どもが最低限享受すべき生活や教育の機会を権利として保障する観点から、子どものライフステージに即して切れ目のない、また、個々の子どもが抱える問題状況に対応した総合的な施策を実施します。
- (2) 子どもの貧困を自己責任論ではなく、社会全体の問題として、また、貧困の世代間連鎖を断ち切り、次世代の沖縄を担う人材を育成する施策として取り組み、潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会を実現します。
- (3) 教育の支援においては、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力の保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携及び経済的支援を通して、総合的に対策を推進します。
- (4) 貧困状態にある子どもの保護者に対しては、生活の支援、就労の支援、経済的支援などの充実に取り組みます。
- (5) 子どもの貧困対策を推進するに当たっては、国、市町村、教育・福祉関係団体、民間企業、NPO、ボランティアなどが連携・協働して取り組む体制を構築するとともに、県民の幅広い理解と協力を得ることにより、県民運動として展開します。

4 計画の位置付け

本計画は、法第9条第1項の規定に基づく「都道府県子どもの貧困対策計画」として策定します。

5 計画の期間

本計画の期間は、平成28年4月から平成34年3月までの6年間とします。

本計画には、計画期間において県が取り組むべき重点施策を中心に掲げることとしますが、必要な施策については、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組むこととします。

6 計画に基づく支援の対象となる者

支援が必要な子どもに必要な支援が届くようにするため、対象とする子どもの年齢については特に定めないこととし、必要な支援ごとに対象者を定めることとします。

第2章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題

1 沖縄県における子どもを取り巻く現状

(1) 支援の対象となる貧困状態で暮らす子ども

子どもの貧困対策を効果的に実施するためには、本県において支援の対象となる貧困状態で暮らす子どもの現状を把握する必要があります。

しかしながら、我が国では、子どもの貧困の定義が明確でないことから、貧困状態で暮らす子どもについての現状認識、対策の必要性、目標の設定、必要な施策などの議論で共通理解が生まれにくい現状にあります。

子どもの貧困問題とは、経済的な困難が、子どもの生活や成長に様々な影響を及ぼす問題ですが、貧困が子どもの生活と成長に及ぼす影響には、短期間で深刻な影響が現れるものも、長い時間を経て徐々に影響が深刻化していくものもあります。

子どもの貧困に関する国の検討会における議論によると、国連では、子どもの貧困について、「子どもの権利条約に明記されている全ての権利の否定」と理解されているとのことです。

このような考えも踏まえ、貧困状態で暮らす子どもの現状を把握するに当たっては、子どもや子育て家庭の状況を構造的に把握できるよう、単一の指標を用いるのではなく、複数の指標を組み合わせることをとします。

図表1-1 「子どもの権利条約」四つの柱

子どもの権利	内 容
生きる権利	安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長することです。
守られる権利	あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られることです。
育つ権利	教育を受け、休んだり、遊んだり、様々な情報を得て自分らしく成長することです。
参加する権利	自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、ルールを守り活動することです。

出所:ユニセフホームページから沖縄県作成

(2) 沖縄県における子どもを取り巻く厳しい実態

いくつかの指標を用い検証したところ、沖縄県では、貧困状態で暮らす子どもが多く、その割合は増加傾向で推移しています。

また、全国と同様、ひとり親家庭は、厳しい状況にあります。

① 沖縄県における子どもの貧困率

平成27年11月に県が実施した調査における沖縄県の子どもの貧困率は29.9%で、全国の13.9%と比較し約2倍となっています。

また、母子世帯など子どもがいる大人が1人の世帯の貧困率は58.9%となっています。

図表1-1 子どもの貧困率の推計

	サンプルA	サンプルB	国(参考)※3
自治体数	8自治体	35自治体	
世帯数	412,805世帯	555,544世帯	
子ども数	203,591人	277,110人	
H22国勢調査による沖縄県全体の子ども数に対する割合	約68%	約93%	
子どもの相対的貧困率	29.9%	推計不可	13.9%
18歳-64歳の大人が1人の世帯の世帯員の貧困率 ※1	58.9%	推計不可	50.8%
再分配前の子どもの貧困率	32.4%	33.9%	
貧困線	126万円※2		122万円

出所：沖縄県の子どもの貧困率：「沖縄県子どもの貧困率調査」（沖縄県）

※1 0歳-17歳以下の子どもと18歳-64歳以下の大人1人によって構成される世帯

※2 厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」による貧困線を物価調整した値

※3 厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」

＜貧困の概念＞

- 貧困の概念には「絶対的貧困」と「相対的貧困」があります。
- 「絶対的貧困」とは、人々が生活するために必要なものは、食料や医療など、その社会全体の生活レベルに関係なく決められるものであり、それが欠けている状態を示すという考えで、最低限の「衣食住」を満たす程度 of 生活水準以下と解されています。

- 「相対的貧困」とは、人々がある社会の中で生活するためには、その社会の「通常」の生活レベルから一定距離以内の生活レベルが必要であるという考え方に基づくものです。
- 我が国の「子どもの貧困率」は、子ども全体に占める等価可処分所得が「貧困線」に満たない子どもの割合をいいます（相対的貧困率）。
- 「貧困線」とは、「等価可処分所得」の中央値の半分の額をいいます。「等価可処分所得」とは、世帯の可処分所得（収入から税金等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得をいいます。

② 生活保護

沖縄県における平成27年度の17歳以下の生活保護受給者数は4,264人、17歳以下人口に占める割合は1.43%で、全国と比べると0.14ポイント高くなっています。

生活保護は、資産や働く能力などのすべてを活用しても、なおかつ生活ができない場合に行われます。世帯全員の収入（給料、仕送り、年金など）と国が定める基準によって算出された最低生活費を比較して、収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分が支給されます。したがって、生活保護受給世帯の子どもの数は、子どもの貧困の全体を表すものではないことに留意する必要があります。

図表1-2 保護率、17歳以下の生活保護受給者数及び割合

		平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度
保護率	沖縄県	1.34%	1.49%	2.05%	2.45%
	全国	0.84%	1.16%	1.52%	1.71%
17歳以下の 生活保護受給者数	沖縄県	3,590人	3,441人	4,547人	4,264人
	全国	164,234人	226,709人	270,379人	252,880人
17歳以下人口に占める 生活保護受給者数の割合	沖縄県	1.10%	1.11%	1.52%	1.43%
	全国	0.72%	1.06%	1.32%	1.29%

出所：保護率「沖縄県の生活保護」（沖縄県）

17歳以下の生活保護受給者数：「被保護者全国一斉調査」（厚生労働省）

17歳以下の人口：「国勢調査」（総務省）

③ 就学援助

ア 就学援助を受給する児童生徒

沖縄県における平成27年度の就学援助対象児童生徒数は29,539人、就学援助率は20.39%となっており、過去15年間で、いずれも大幅に増加しています。

本県の就学援助率は、全国平均を上回っており、47都道府県で比較すると9位となっています。

また、県内市町村ごとの就学援助率を比較すると、大きなばらつきが見られる現状にあります。

図表1-3 要保護及び準要保護児童生徒数、就学援助率

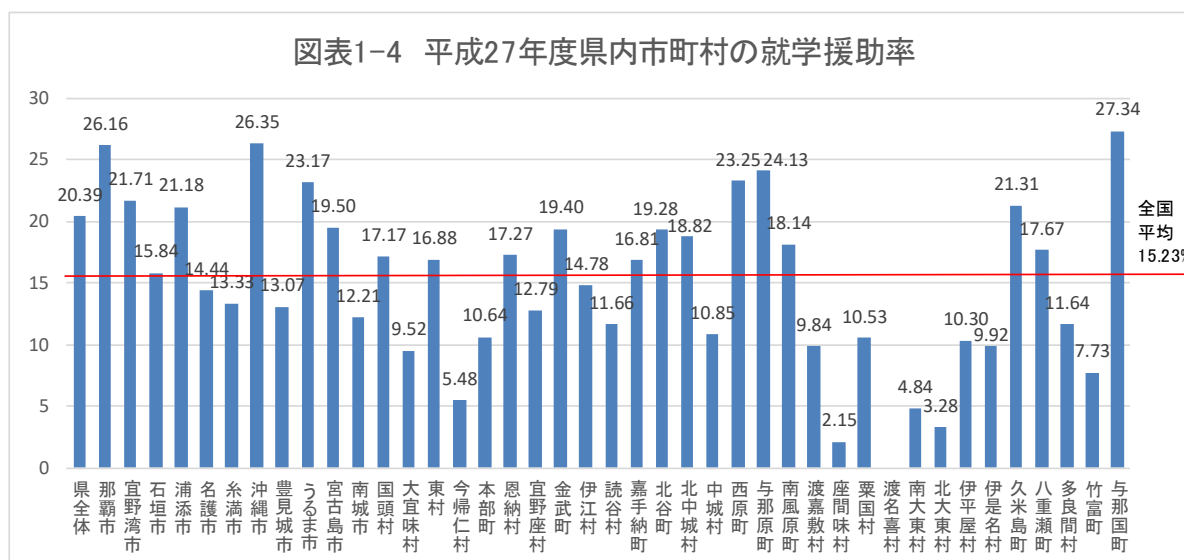
			平成 10年度	平成 15年度	平成 20年度	平成 25年度	平成 27年度
沖縄 県	要保護及 び準要保 護児童生 徒数	要保護児童生徒数(a)	2,507人	2,118人	2,251人	2,463人	2,243人
		準要保護児童生徒数(b)	14,271人	17,394人	20,409人	26,103人	27,296人
		要保護・準要保護児童生徒 合計(c)=(a)+(b)	16,778人	19,512人	22,660人	28,566人	29,539人
	公立小中学校児童生徒総数(d)		167,336人	154,523人	149,569人	145,384人	144,836人
	就学援助 率	要保護児童生徒(a)/(d)	1.50%	1.37%	1.50%	1.69%	1.55%
		準要保護児童生徒(b)/(d)	8.53%	11.26%	13.65%	17.95%	18.85%
		要保護・準要保護児童(c)/(d) 生徒合計 (全国順位)	10.03% (7位)	12.63% (11位)	15.15% (13位)	19.65% (10位)	20.39% (9位)
全 国	就学援助 率	要保護児童生徒	0.73%	1.16%	1.27%	1.51%	1.42%
		準要保護児童生徒	6.42%	10.69%	12.66%	13.91%	13.81%
		要保護・準要保護児童生徒合計	7.15%	11.85%	13.93%	15.42%	15.23%

出所:「要保護および準要保護児童生徒数」(文部科学省)

(注)準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度から国の補助が廃止、税源移譲・地方財政措置が行われ、各市町村が単独で実施しています。

＜就学援助制度＞

- 就学援助とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費等の必要な費用に援助する制度です。
- 就学援助の対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する「要保護者」と、市町村教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める「準要保護者」です。



出所:「平成27年度就学援助受給者数」(沖縄県教育庁)

④ 私立保育所（認可保育所）の費用徴収階層

私立保育所の保育料（保護者負担額）は、保護者の所得等に応じて複数の費用徴収階層が設定されています。このうち、第1階層は生活保護世帯、第2階層は市町村民税非課税世帯です。市町村民税非課税世帯は、県内の約8割の市町村において、就学援助の「準要保護者」（生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる者）の認定基準の一つとされています。

以上を踏まえ、貧困状態で暮らす子どもに関する指標として、厚生労働省が公表している私立保育所の入所人員のうち費用徴収階層が第1階層及び第2階層に該当する入所人員の割合を見ることとします。

なお、この指標については、子育て世帯の中で、乳幼児の子どもがいる私立保育所を利用している世帯に限定されること、私立保育所がない市町村のデータが存在しないことなどの制約があります。

ア 沖縄県における第1階層及び第2階層の割合

平成26年10月現在の沖縄県の割合を見ると25.35%で、全国平均の13.71%と比べ10%以上高く、47都道府県中1位となっています。

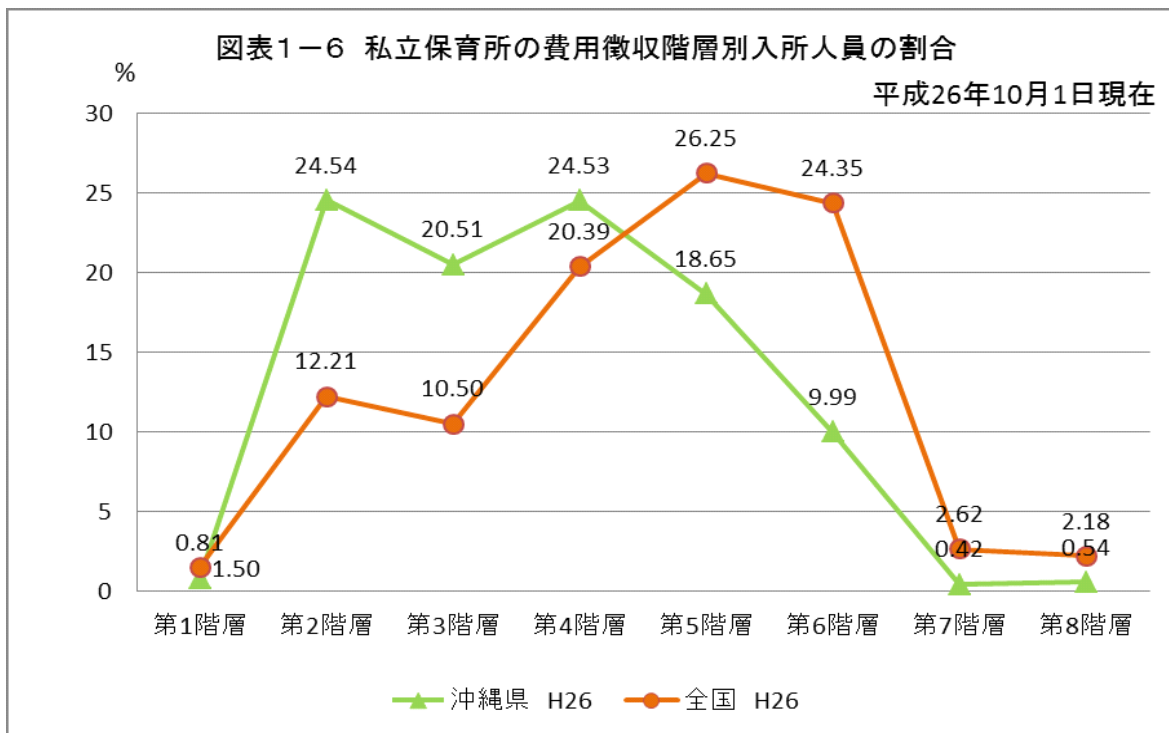
図表1－5 私立保育所の入所人員のうち費用徴収階層が

第1階層及び第2階層の割合

平成26年10月1日現在

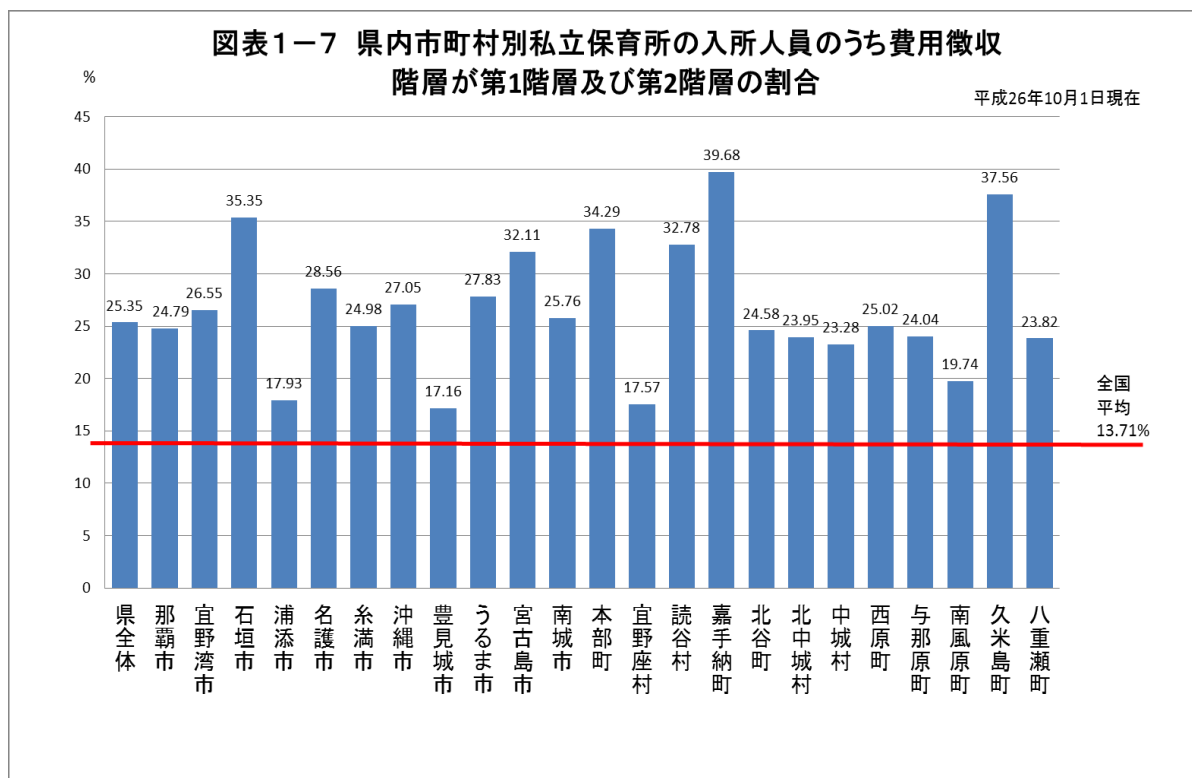
	第1階層 (生活保護世帯)	第2階層 (市町村民税非課税世帯)	計
沖縄県	0.81%	24.54%	25.35%
全国	1.50%	12.21%	13.71%

出所:「福祉行政報告例」(厚生労働省)



イ 市町村ごとの第1階層及び第2階層の割合

県内市町村ごとの割合を見ると、30%を超える団体が複数あります。



出所：那覇市「平成26年福祉行政報告例」（厚生労働省）

那覇市以外の市町村「平成26年度保育所の費用徴収階層別入所人員及び運営費」（沖縄県）

⑤ 学力

ア 全国学力・学習状況調査の状況

平成30年度全国学力・学習状況調査の結果を見ると、沖縄県の小学校においては、すべての科目で全国水準を維持しております。そのうち、国語B、算数A、算数B、理科の4科目については、全国平均正答率を上回っております。

中学校においては、全国平均との差を順調に縮め、おおむね改善傾向を維持しております。

図表1－8 [小学校]教科別結果の概要

		小 学 校				
		国語A	国語B	算数A	算数B	理科
平均正答率 (単位: %)	本 県	68 (73)	56 (57)	66 (81)	52 (46)	61 (59)
	全 国	70.7 (74.8)	54.7 (57.5)	63.5 (78.6)	51.5 (45.9)	60.3 (60.8)

出所:「平成30年度全国学力・学習状況調査」(沖縄県教育庁)

(注)上段:平成30年度、下段():平成29年度、理科は平成27年度

県平均正答率は整数値による公表

図表1－9 [中学校]教科別結果の概要

		中 学 校				
		国語A	国語B	数学A	数学B	理科
平均正答率 (単位: %)	本 県	72 (72)	58 (67)	59 (58)	40 (42)	61 (46)
	全 国	76.1 (77.4)	61.2 (72.2)	66.1 (64.6)	46.9 (48.1)	66.1 (53.0)

出所:「平成30年度全国学力・学習状況調査」(沖縄県教育庁)

(注)上段:平成30年度、下段():平成29年度、理科は平成27年度

県平均正答率は整数値による公表

⑥ 通塾率

経済状況が厳しい家庭では、学校教育以外の教育費が不足したり、親による教育指導が不十分になることが多いとの指摘があります。

平成29年度全国学力・学習状況調査において、学習塾（家庭教師を含む。）で勉強している沖縄県の児童生徒の割合は、小学生38.4%、中学生52.8%となっています。この割合を、全国平均と比較すると、小学生で7.9%、中学生で8.7%低くなっています。

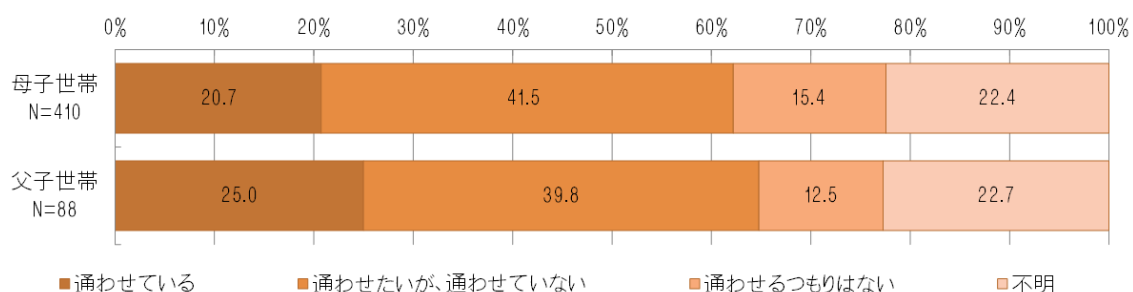
一方、平成25年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査におけるひとり親世帯の中学生以上の子どもの通塾率は、母子世帯20.7%、父子世帯25.0%となっています。

図表1－10 学習塾（家庭教師を含む）の利用状況

		平成27年	平成29年
小学校（公立）	沖縄県	40.3%	38.4%
	全国	47.0%	46.3%
中学校（公立）	沖縄県	51.4%	52.8%
	全国	60.9%	61.5%

出所：「平成29年度全国学力・学習状況調査」（国立教育政策研究所）

図表1－11 子どもの通塾状況



出所：「平成25年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査」（沖縄県）

⑦ 進学

ア 高等学校及び大学等進学率

平成29年3月卒業者の沖縄県の高等学校進学率は96.4%、大学等進学率は39.5%となっており、それぞれ上昇傾向にありますが、全国順位は47位となっています。

図表1－12 高等学校進学率及び大学等進学率

		平成12年	平成17年	平成22年	平成28年度 (平成29年3月卒)
高等学校 進学率	沖縄県 (全国順位)	92.7% (47位)	95.4% (47位)	94.3% (47位)	96.4% (47位)
	全国	97.0%	97.6%	98.0%	98.5%
大学等 進学率	沖縄県 (全国順位)	29.9% (47位)	31.1% (47位)	36.6% (47位)	39.5% (47位)
	全国	45.1%	47.3%	54.3%	54.7%

出所：「学校基本調査」（文部科学省）

⑧ 小・中学校における不登校の状況

平成29年度の沖縄県の小学校における児童千人当たりの不登校児童数は7.8人、中学校における生徒千人当たりの不登校生徒数は37.0人となっていて、全国的に不登校児童生徒数は増加傾向にあり、沖縄県も同様な傾向となっております。

図表1-13 小・中学校の不登校児童生徒数、千人あたりの不登校児童生徒数

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
小学校 不登校	児童数(沖縄)	455人	564人	688人	783人
	児童数(全国)	25,864人	27,583人	30,448人	35,032人
	千人当たり(沖縄)	4.6人	5.7人	6.9人	7.8人
	千人当たり(全国)	3.9人	4.2人	4.7人	5.4人
中学校 不登校	生徒数(沖縄)	1,617人	1,658人	1,725人	1,806人
	生徒数(全国)	97,033人	98,408人	103,235人	108,999人
	千人当たり(沖縄)	32.0人	33.0人	34.9人	37.0人
	千人当たり(全国)	27.6人	28.3人	30.1人	32.5人

出所:「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)

⑨ 高等学校における不登校、中途退学の状況

沖縄県の高等学校における平成29年度の生徒千人あたりの不登校生徒数は27.6人となっており、前年度の32.3人から比較すると減少しております。また、中途退学率においては平成28年度2.1%から平成29年度2.0%とほぼ横ばいの状況となっております。

図表1-14 高等学校の不登校生徒数、中途退学者数

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
不登校生徒数	沖縄県	1,272人	1,510人	1,284人
	全国	49,563人	48,579人	49,643人
	生徒千人あたり	27.2人	32.3人	27.6人
	全国	14.9人	14.7人	15.1人
中途退学者数	沖縄県	936人	1,098人	1,116人
	全国	49,001人	47,623人	46,802人
中途退学率	沖縄県	1.80%	2.10%	2.00%
	全国	1.40%	1.40%	1.30%

出所:「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)

⑩ 進路未決定率

沖縄県における平成28年3月の中学校卒業後の進路未決定率は2.5%、高等学校卒業後の進路未決定率は14.0%となっています。

図表1-15 中学校及び高等学校卒業後の進路未決定率

		平成12年	平成17年	平成22年	平成28年3月卒
中学校卒業後	沖縄県 (全国順位)	5.5% (1位)	3.5% (1位)	4.3% (1位)	2.5% (1位)
	全国	1.4%	1.2%	1.1%	0.7%
高等学校卒業後	沖縄県 (全国順位)	29.0% (1位)	20.9% (1位)	17.9% (1位)	14.0% (1位)
	全国	10.0%	6.6%	5.6%	4.7%

出所:「学校基本調査」(文部科学省)

⑪ 養育環境

経済状況が厳しい家庭では、家庭内の不和や、親と接する時間が不足するなどの養育環境面の問題が生じることが多いとの指摘があります。

ア 離婚率

沖縄県の平成29年の人口千人当たりの離婚率は2.44件となっており、全国1位の状況が続いています。

図表1-16 年次別離婚率(人口千対)

	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成17年	平成27年	平成28年	平成29年
沖縄県 (全国順位)	1.29件 (4位)	2.20件 (1位)	2.22件 (1位)	2.71件 (1位)	2.53件 (1位)	2.59件 (1位)	2.44件 (1位)
全国	1.07件	1.39件	1.60件	2.08件	1.81件	1.73件	1.70件

出所:「人口動態調査」(厚生労働省)

イ DV相談件数

沖縄県の配偶者暴力相談支援センターにおける平成27年度のDV相談件数は2,171件であり、高い水準で推移しています。

また、人口10万人当たりのDV相談件数は152.8件で、全国7位の状況にあります。

図表1－17 DV相談件数、人口10万人当たりの件数

		平成17年度	平成22年度	平成27年度
DV相談 件数	沖縄県	827件	1,403件	2,171件
	全国	52,145件	77,334件	111,630件
10万人当 たりの件数	沖縄県 (全国順位)	61.0件 (13位)	101.5件 (10位)	152.8件 (7位)
	全国	41.3件	76.2件	100.6件

出所:「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」(内閣府)
「国勢調査」(総務省)、「人口推計」(総務省)

ウ 若年層の婚姻

子どもの貧困率は、父親の年齢階層によって大きな差があり、若年層と高齢層で高くなるとの研究成果があります。

沖縄県における平成28年の19歳以下の初婚総数に占める割合は、夫3.4%、妻5.0%で、全国平均を大きく上回る水準となっています。

図表1－18 若年層の婚姻件数(初婚)と割合

		平成25年		平成28年	
		夫	妻	夫	妻
19歳以下 初婚件数	沖縄県	176件	278件	165件	247件
	全国	5,403件	10,653件	4,875件	8,826件
割合	沖縄県	3.3%	5.0%	3.4%	5.0%
	全国	1.2%	2.3%	1.2%	2.1%

出所:「人口動態調査」(厚生労働省)

エ 10代の出産

関係者からの聴き取りによると、若年出産した母親の中には、家事、育児ともに不慣れなものが多いとの指摘があります。

沖縄県における平成28年の10代の出生数は437人、出産割合は2.6%で、全国比較し約2倍の水準となっています。

図表1－19 10代の出生数と出産割合

		昭和61年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成28年
10代の 出産数	沖縄県	500人	484人	265人	663人	468人	439人	437人
	全国	17,707人	17,496人	16,112人	19,772人	16,573人	13,546人	11,095人
10代の 出産 割合	沖縄県 (全国順位)	2.5% (1位)	2.8% (1位)	3.2% (1位)	4.0% (1位)	2.9% (1位)	2.6% (1位)	2.6% (1位)
	全国	1.3%	1.4%	1.4%	1.7%	1.6%	1.3%	1.2%

出所:「人口動態調査」(厚生労働省)

オ 入所施設措置児童

児童相談所で応じている様々な相談の背景には、共通して養護（広い意味での貧困問題）の問題が潜んでいると指摘されています。

平成29年度に沖縄県の児童相談所が児童養護施設等の入所施設に措置した児童786人について、保護者が負担する徴収金の階層区分別の割合を見ると、生活保護世帯が25.1%、市町村民税非課税世帯が62.2%、合計で87.3%となっており、低所得世帯の割合が高くなっています。

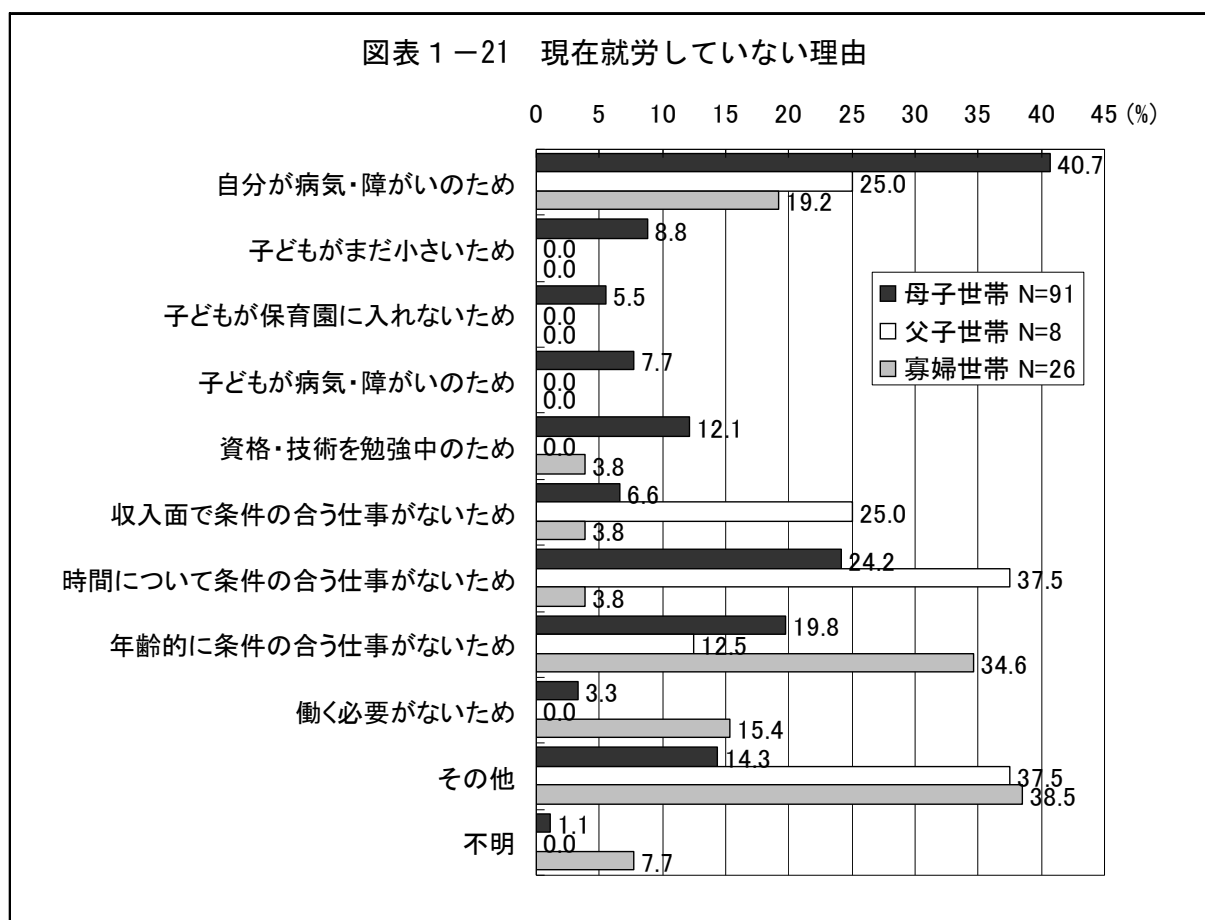
図表1－20 平成29年度入所施設に措置した児童の徴収金階層区分

徴収金階層	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、ファミリーホーム、里親の措置児童数合計	87.3%
A階層 (生活保護世帯)	197人 (25.1%)	
B階層 (住民税非課税世帯)	489人 (62.2%)	
その他	100人 (12.7%)	
合 計	786人 (100.0%)	

出所: 沖縄県児童相談所資料

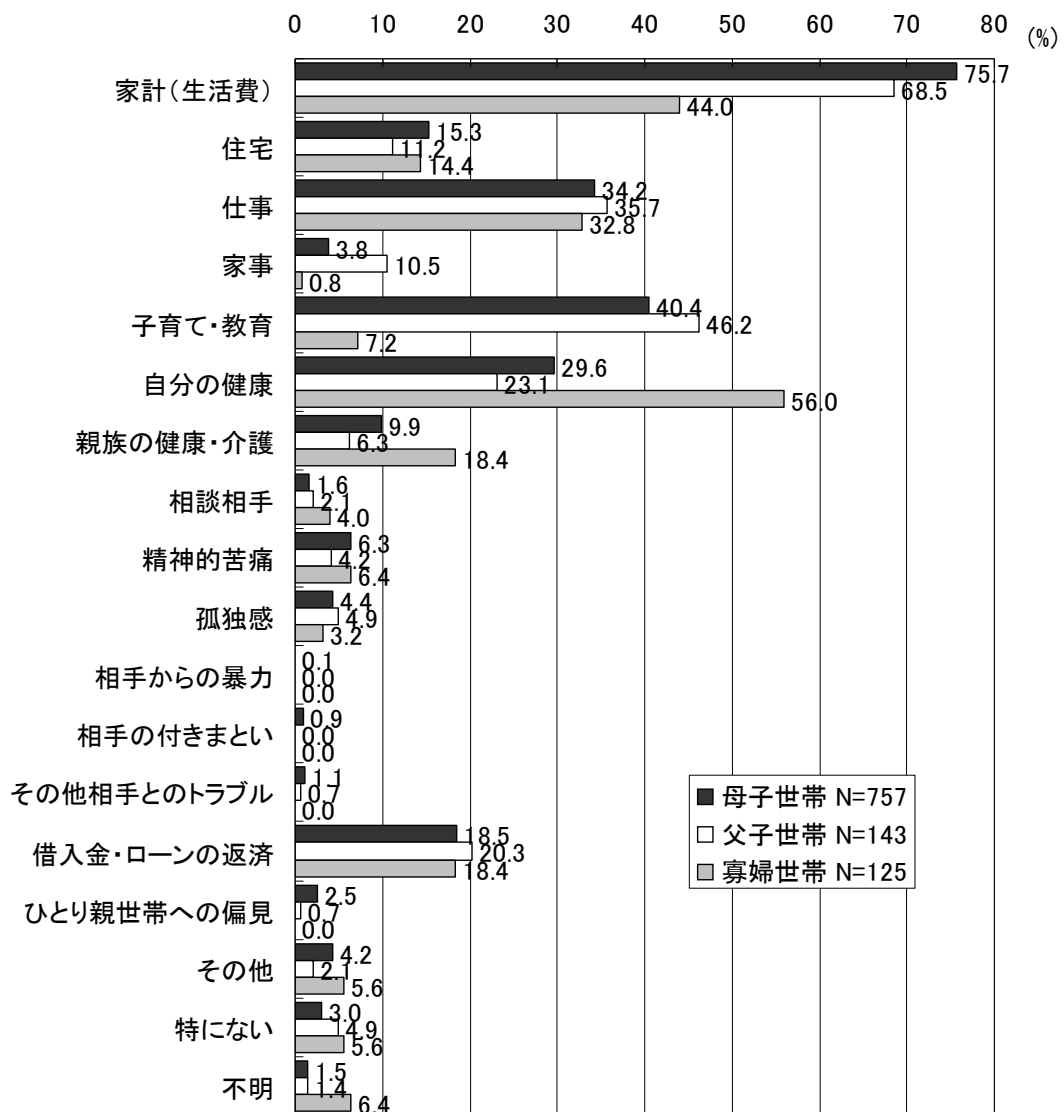
⑫ ひとり親世帯の健康

平成25年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査において、就労していない母子世帯の母親にその理由を質問したところ、「自分が病気・障害のため」との回答が40.7%と高くなっています。また、ひとり親世帯に「現在、特に不安や悩みに感じていること」を質問したところ、「自分の健康」と回答した母親が29.6%、父親が23.1%となっています。



出所:「平成25年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査」(沖縄県)

図表 1-22 現在、特に不安や悩みを感じていること



出所:「平成25年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査」(沖縄県)

⑬ 不良行為少年補導人員

沖縄県における平成29年の不良行為少年補導人員は15,425人と年々減少傾向にあるものの、19歳以下の少年人口千人当たりで全国と比べると約2倍多くなっています。

また、学識別では、高校生、有職少年、中学生の順番で多くなっています。

図表1-23 不良行為少年学識別補導人員

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
沖縄県	小学生 (未就学含む)	279人	215人	162人	109人	65人
	中学生	17,117人	13,484人	7,478人	4,484人	3,093人
	高校生	12,439人	9,769人	8,434人	5,584人	4,833人
	大学生	101人	50人	43人	47人	59人
	各種学生	251人	287人	200人	113人	145人
	有職少年	11,240人	8,346人	5,681人	4,769人	4,473人
	無職少年	18,268人	11,252人	5,122人	3,505人	2,757人
	総数	59,695人	43,403人	27,120人	18,611人	15,425人
	19歳以下の 少年人口千対	181人	132人	82人	56人	47人
全国	総数	809,652人	731,174人	641,798人	536,420人	476,284人
	19歳以下の 少年人口千対	35人	32人	29人	25人	22人

出所:「少年非行等の概況」(沖縄県警察本部)、「国税調査」(総務省)

⑭ 刑法犯少年

沖縄県における平成29年の刑法犯少年は792人と減少傾向にあります。

図表1-24 刑法犯少年

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
刑法犯少年 検挙・補導人員	沖縄県	1,315人	1,173人	1,067人	1,018人	792人
	全国	69,061人	60,207人	48,680人	40,103人	35,108人
19歳以下の 少年人口千対	沖縄県	4.0人	3.6人	3.2人	3.1人	2.4人
	全国	3.0人	2.6人	2.2人	1.8人	1.6人

出所:「少年非行等の概況」(沖縄県警察本部)、「国勢調査」(総務省)

⑮ 若年無業者

沖縄県における平成29年の若年無業者数は1万人で減少しているが、対象人口に占める若年無業者数の比率は3.1%で、全国の2.1%に比べ高くなっています。

図表1－25 若年無業者（15歳～34歳の非労働力人口のうちその他に分類される者）

		平成14年	平成18年	平成22年	平成26年	平成29年
若年無業者	沖縄県	1万人	1万2千人	9千人	1万5千人	1万人
	全国	64万人	62万人	60万人	56万人	54万人
	対象人口当たり	沖縄県	2.7%	3.2%	2.6%	4.6%
		全国	1.9%	1.9%	2.1%	2.1%

出所：「労働力調査」（総務省）

2 子どもの生活実態調査より明らかとなった現状と課題

沖縄県では、子どもを取り巻く経済状況や社会とのつながりが、子どもの生活や成長に与える影響を調査するため、平成27年度よりライフステージに沿った「沖縄子ども調査」（以下「子ども調査」といいます。）を実施しています。

この調査結果から、各年齢・学年において、厳しい生活実態が明らかとなり、子どもの貧困が子どもの生活と成長に様々な影響を及ぼしていることが危惧される状況にあります。

（図表 2－1 沖縄子ども調査の実施状況）

実施年度	調査対象	対象年齢・学年
平成27年度	小中学生	小学1年生の保護者、小学5年生の生徒及びその保護者、中学2年生の生徒及びその保護者
平成28年度	高校生	高校2年生の生徒及びその保護者
平成29年度	未就学児	1歳児の保護者、5歳児の保護者
平成30年度	小中学生	小学1年生の保護者、小学5年生の生徒及びその保護者、中学2年生の生徒及びその保護者

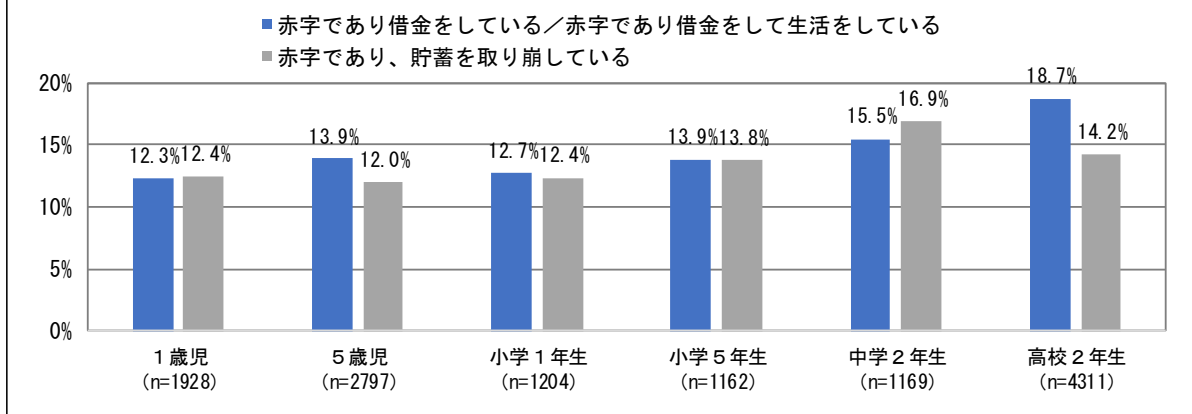
（1）各年齢・学年を通じて明らかとなった子どもと保護者の状況について

① 家庭の家計の状況

保護者に対して、現在の暮らしについて尋ねたところ、各年齢・学年で「赤字であり借金をしている／赤字であり借金をして生活している」が12.3～18.7%、「赤字であり、貯蓄を取り崩している」が12.0～16.9%となっています。

また、年齢・学年が上がるに伴い、割合が少しずつ高くなる傾向があり、「赤字であり借金をしている／赤字であり借金をして生活している」は高校2年生で18.7%となっており、最も高くなっています。

図表2-2 家庭の家計の状況



出所:「平成27年度小中学生調査」「平成28年度高校生調査」「平成29年度未就学児調査」(沖縄県)

② 食料を買えなかった経験

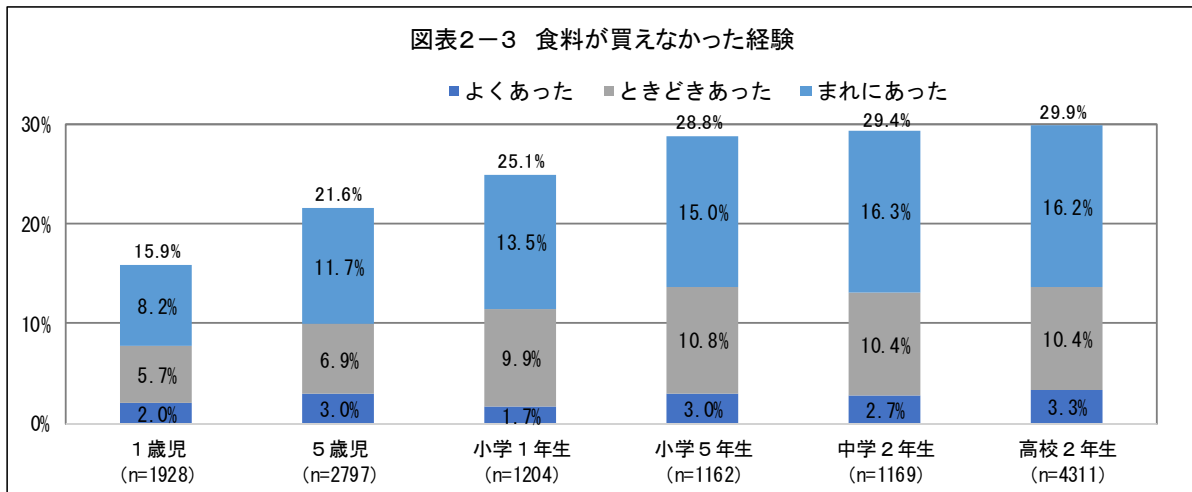
保護者に対して、過去1年間の間に食料を買えなかった経験について尋ねたところ、「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と回答した割合は、1歳児で15.9%に対し、高校2年生では29.9%となるなど、年齢・学年が上がるにつれて、割合が高くなっています。(※1)

また、困窮世帯（等価可処分所得が平成25年国民生活基礎調査の貧困線122万円未満(※2)(※3)の世帯）と困窮世帯以外の世帯（以下「非困窮世帯」といいます。）で比較すると、平成27年度小中学生調査では困窮世帯の割合が高くなっており、各学年とも約50%の家庭で食料を買えなかった経験があったとしています。

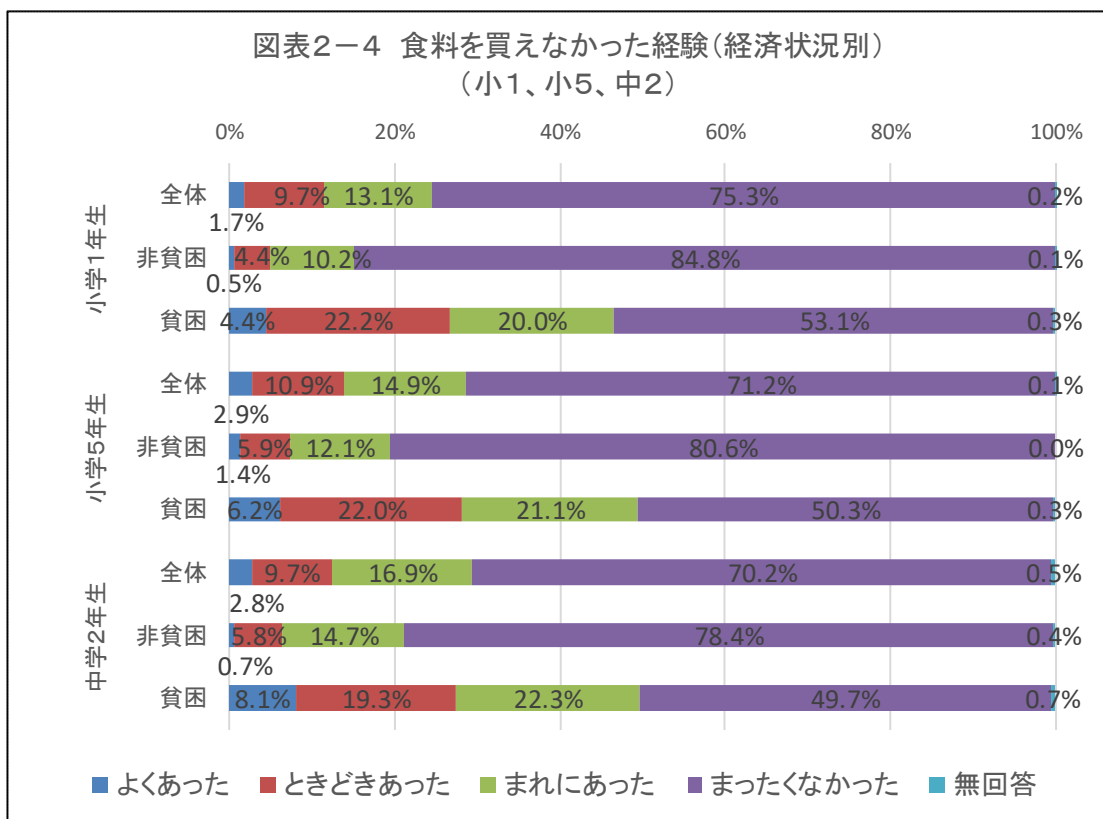
※1 平成27年度小中学生調査及び平成28年度高校生調査と、平成29年度未就学児調査では設問の内容が若干異なることから、留意が必要である。

※2 平成28年度高校生調査においては、平成25年国民生活基礎調査における貧困線（122万円）に、消費者物価指数（CPI）の変動から算出された係数（103.95）を掛けた127万円を貧困線としている。

※3 平成29年度未就学児調査においては、平成28年国民生活基礎調査における貧困線（122万円）を基準としている。



出所:「平成27年度小中学生調査」「平成28年度高校生調査」「平成29年度未就学児調査」(沖縄県)



出所:「平成27年度小中学生調査」(沖縄県)

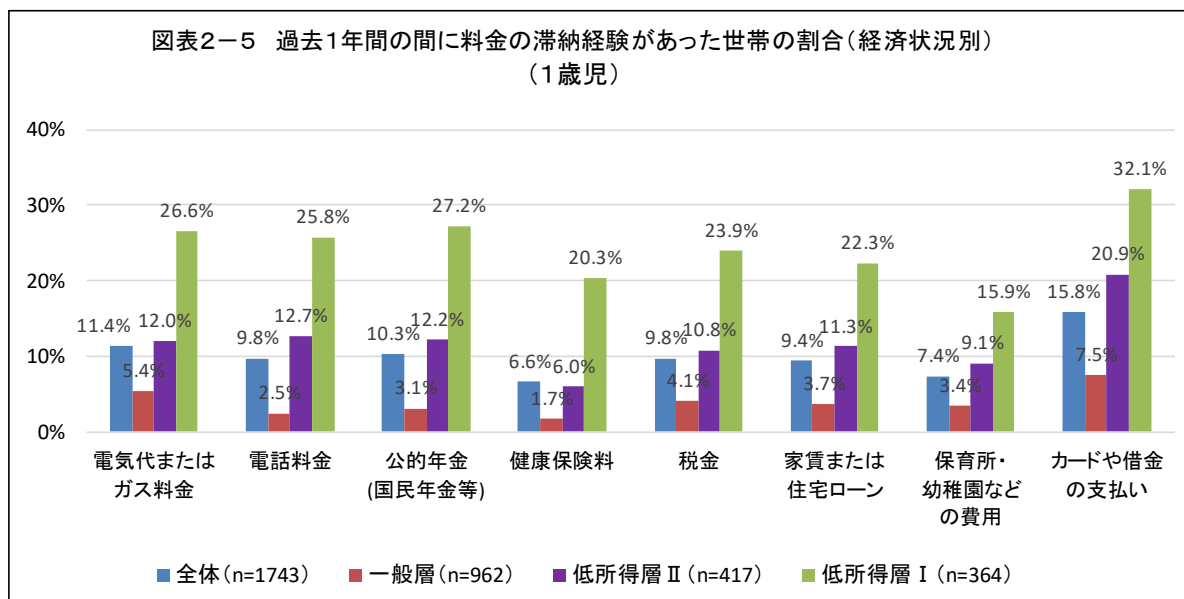
③ 電気、ガス、水道を止められた経験

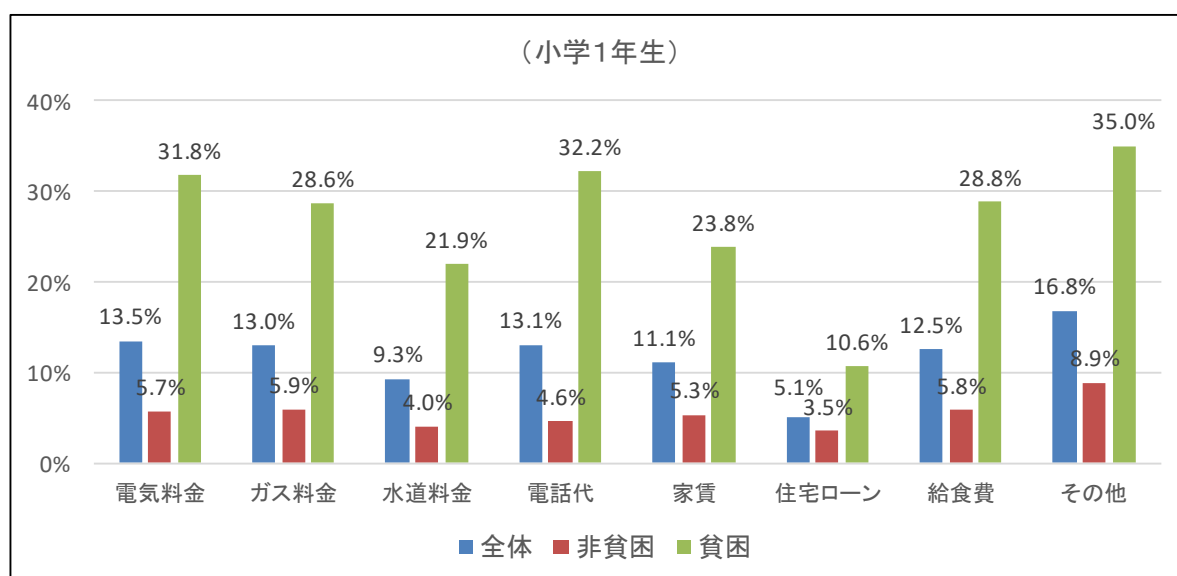
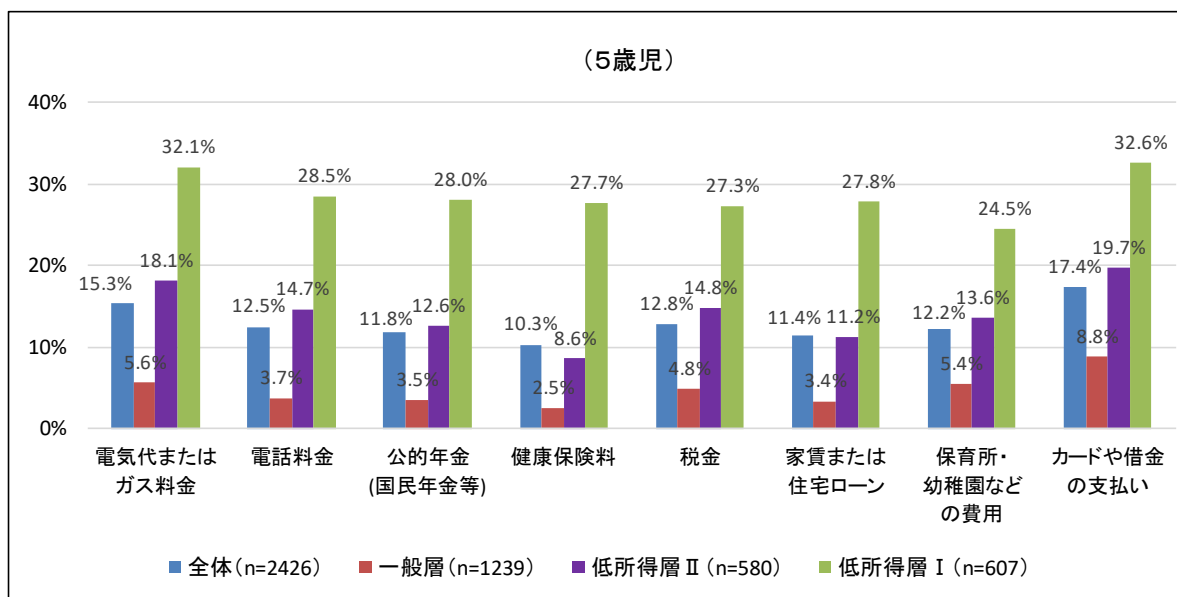
保護者に対して、過去1年間で経済的な理由による電気、ガス、電話、家賃等の滞納状況を尋ねたところ、「あった」と回答した保護者の割合は、調査を実施した1歳児、5歳児、小学1年生、小学5年生及び中学2年生(※1)の全ての項目において、非困窮世帯に比べ困窮世帯が高くなっています。

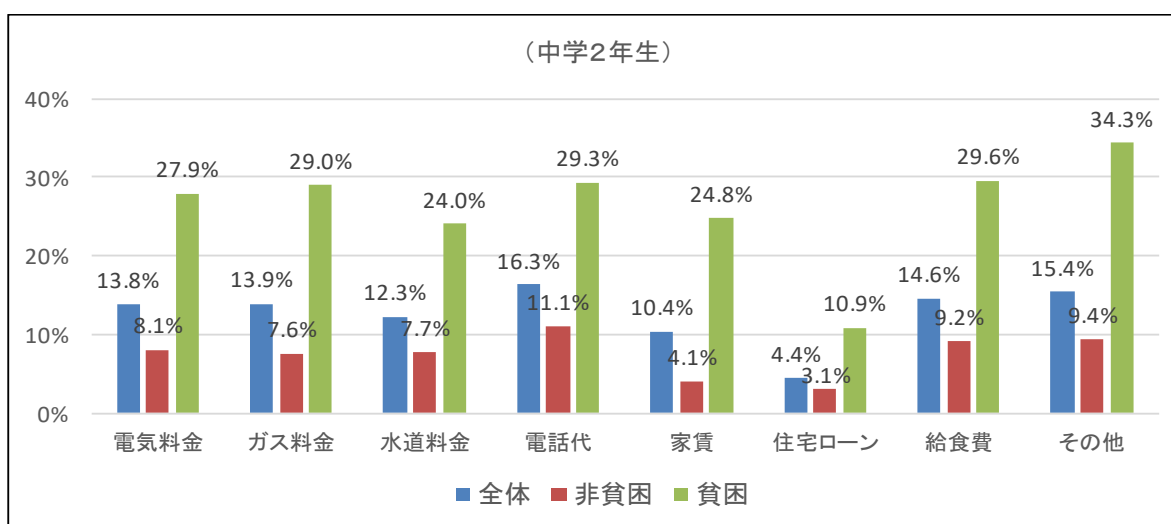
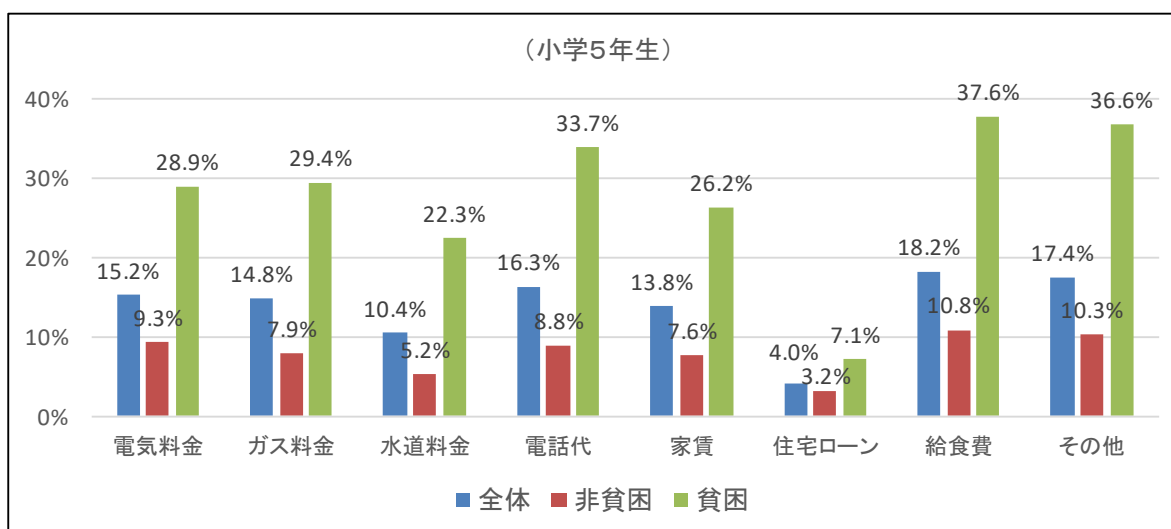
また、過去10年間で経済的な理由による料金滞納のために、「電気、ガス、水道」を止められた経験の有無を尋ねたところ、「あった」と回答した保護者の割合は、調査を実施した小学1年生、小学5年生、中学2年生及び高校2年生（※2）においては、全体で7.7%から9.4%に対し、困窮世帯では17.1%から19.1%と、その割合が高くなっています。

※1 平成28年度高校生調査では、「過去1年間の滞納経験」に関する経済状況別の分析を行っていない。

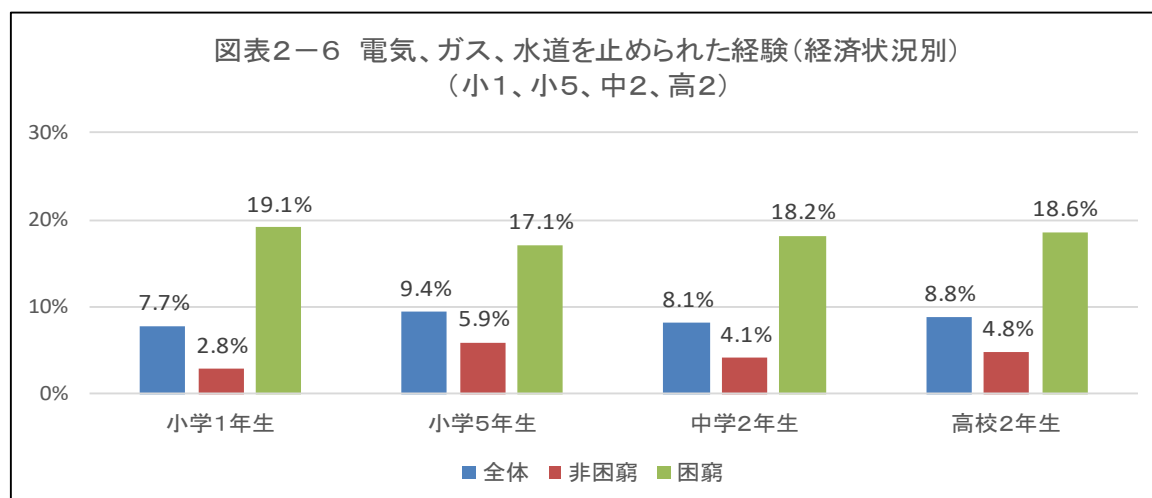
※2 平成29年度未就学児調査では、料金滞納による「電気、ガス、水道」を止められた経験の有無に関する質問項目を設けていない。







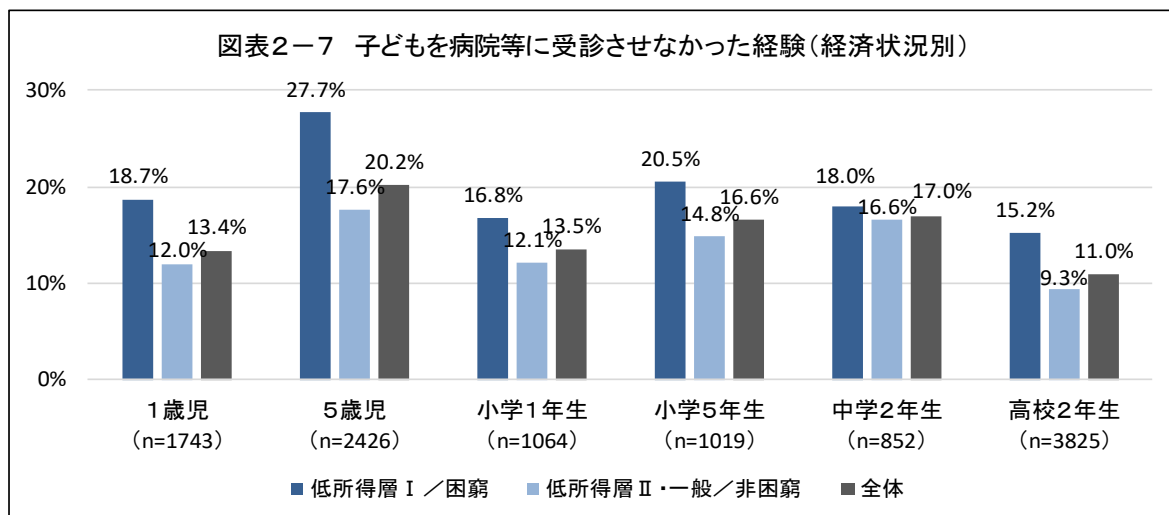
出所:「平成27年度小中学生調査」「平成29年度未就学児調査」(沖縄県)



出所:「平成27年度小中学生調査」「平成28年度高校生調査」(沖縄県)

④ 子どもを病院等に受診させなかった経験

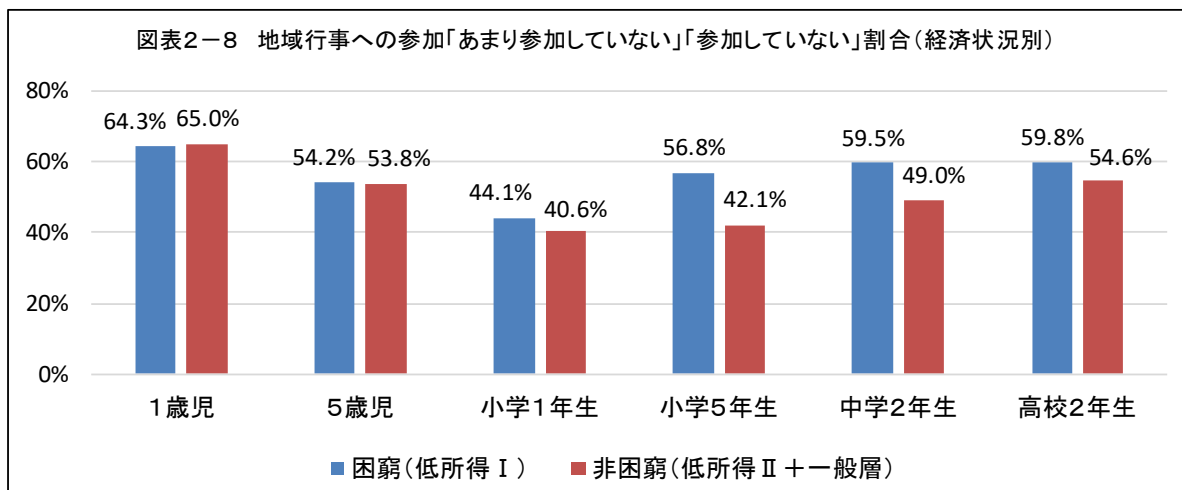
保護者に対して、「過去1年間に、医療機関でお子さまを受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかったことがありますか」（平成29年度未就学児調査では、「過去1年間に、お子さん（きょうだいを含む）を病院や歯医者で受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかったことがありますか。」）と尋ねたところ、「あった」と回答した保護者の割合は、各年齢・学年の全ての項目において、非困窮世帯に比べ困窮世帯が高くなっています。



出所：「平成27年度小中学生調査」「平成28年度高校生調査」「平成29年度未就学児調査」（沖縄県）

⑤ 地域行事等への参加

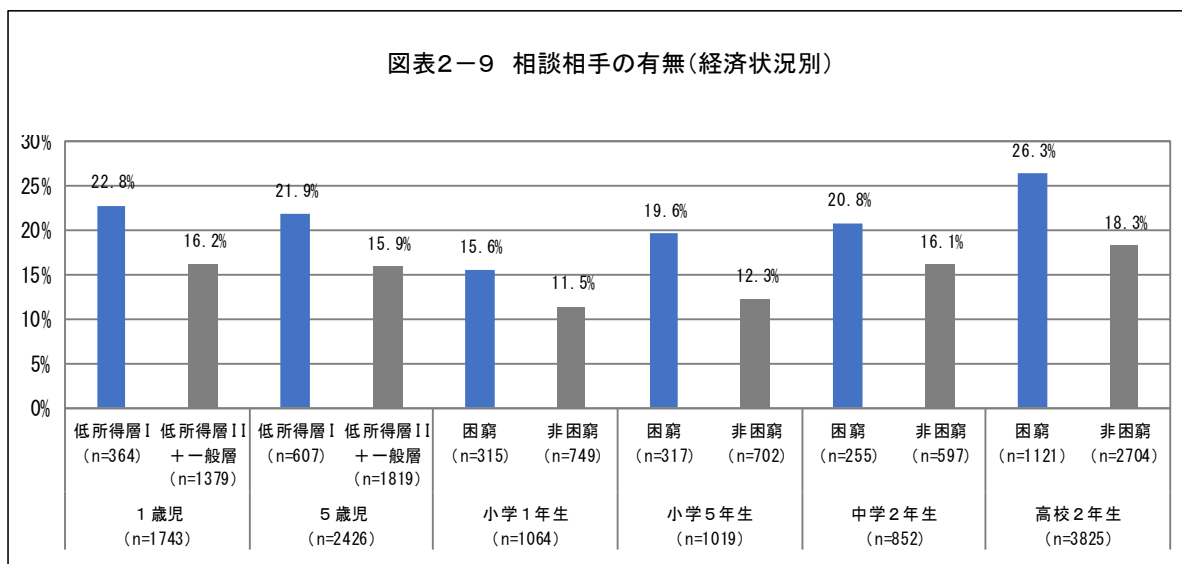
保護者に対して、社会とのつながりとして、地域の行事への参加状況について尋ねたところ、「あまり参加していない」、「参加していない」と回答した保護者の割合は、1歳児、5歳児では違いは見られないものの、それ以外の学年では、非困窮世帯に比べ困窮世帯が高くなっています。



出所:「平成27年度小中学生調査」「平成28年度高校生調査」「平成29年度未就学児調査」(沖縄県)

⑥ 相談相手の有無・孤立

保護者に対して、子育てなどの悩みを相談したり頼ったりできる友人・知人の有無について尋ねたところ、「あまりいない」、「まったくいない」と回答した保護者の割合は、各年齢・学年で非困窮世帯に比べ困窮世帯が高くなっています。



出所:「平成27年度小中学生調査」「平成28年度高校生調査」「平成29年度未就学児調査」(沖縄県)

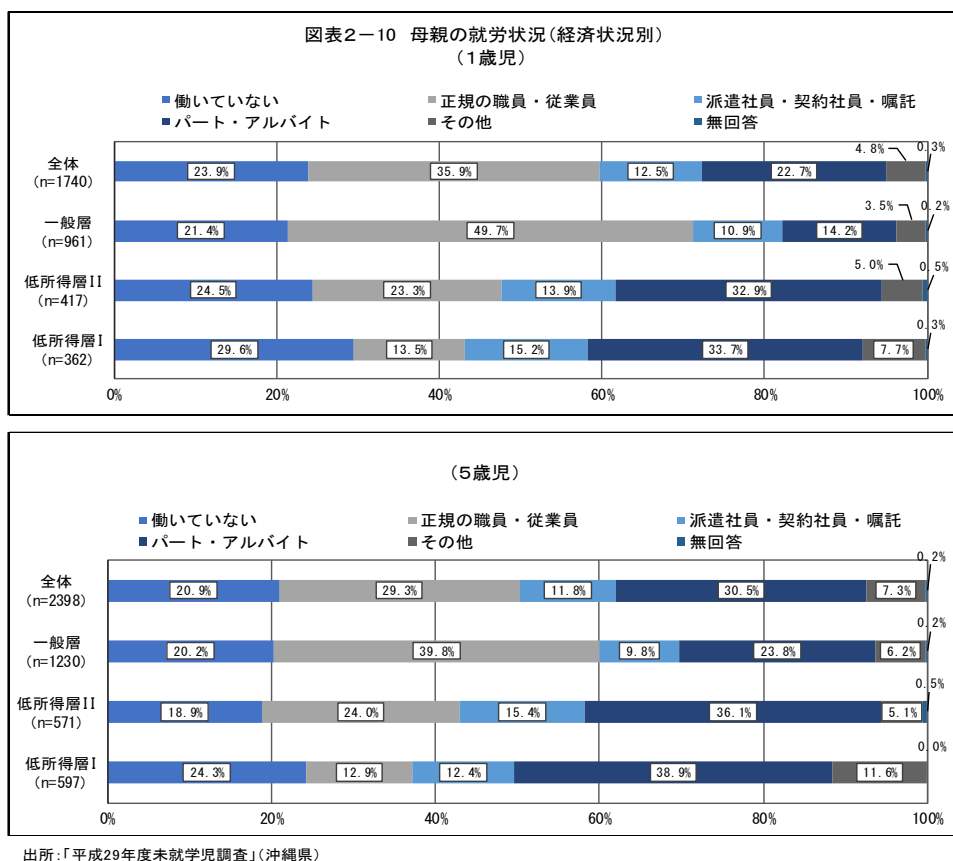
以上のとおり、各年齢・学年に共通する様々な調査結果から困窮世帯の厳しい状況が明らかとなりました。これら以外にも各調査結果からは、それぞれの各年齢・学年特有の状況が明らかとなりましたので、以下でそれぞれの特徴を概観していきます。

(2) 未就学児の状況について

① 母親の就労状況

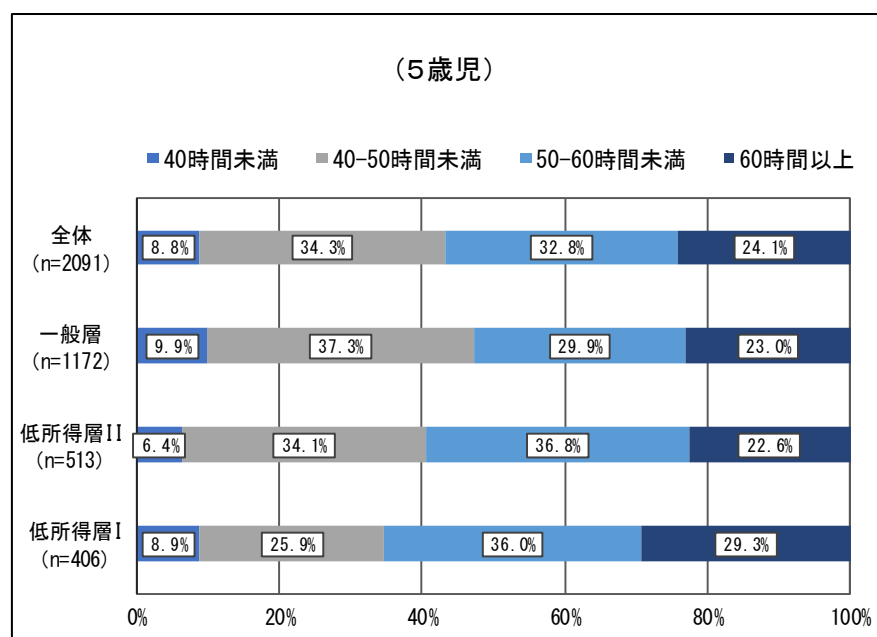
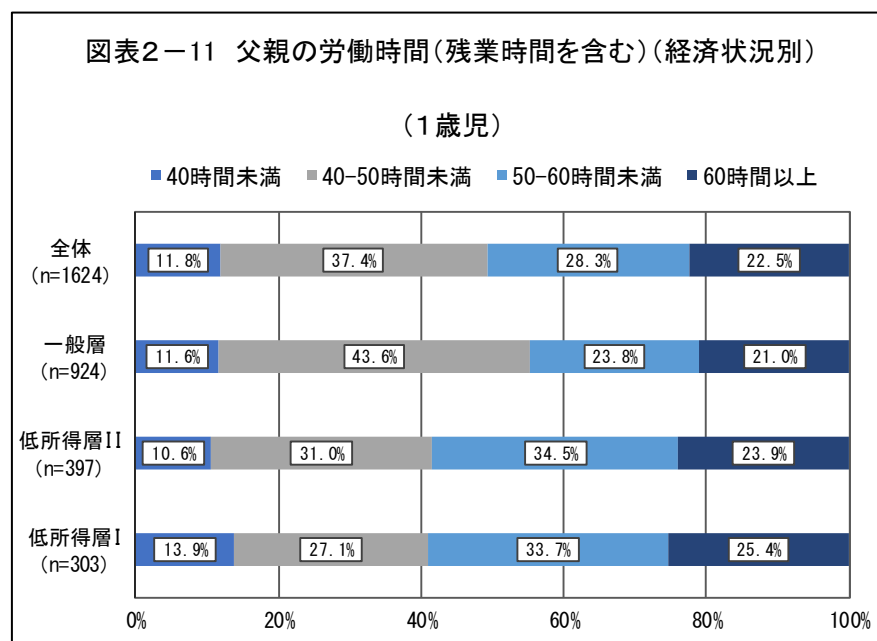
平成29年度未就学児調査の対象である1歳児および5歳児の保護者に対して、「お母さんの現在のお仕事の状況」について尋ねたところ、「働いていない」と回答した割合は、1歳児で23.9%、5歳児では20.9%となりました。言い換えると、1歳児の約76%、5歳児の約79%の母親が何らかの形で就労していることとなり、全国の割合が、1歳児で約50%から54%（※1）、5歳児で約64%から67%（※2）となっていることから、全国と比べて、本県の母親が働いている割合が非常に高くなっています。

※1、2 平成28年国民生活基礎調査における末子が1歳または2歳（5歳児の場合は、5歳または6歳）で働く母親の割合（全国）



② 父親の就労状況

平成29年度未就学児調査の対象である1歳児および5歳児の保護者に対して、「お父さんの一週間の平均的な労働時間（残業時間を含む）」を尋ねたところ、週60時間以上という極端な長時間労働に従事する割合は、1歳児で22.5%、5歳児では24.1%となっており、困窮世帯（低所得層Ⅰ）では1歳児で25.4%、5歳児では29.3%とより高くなっています。

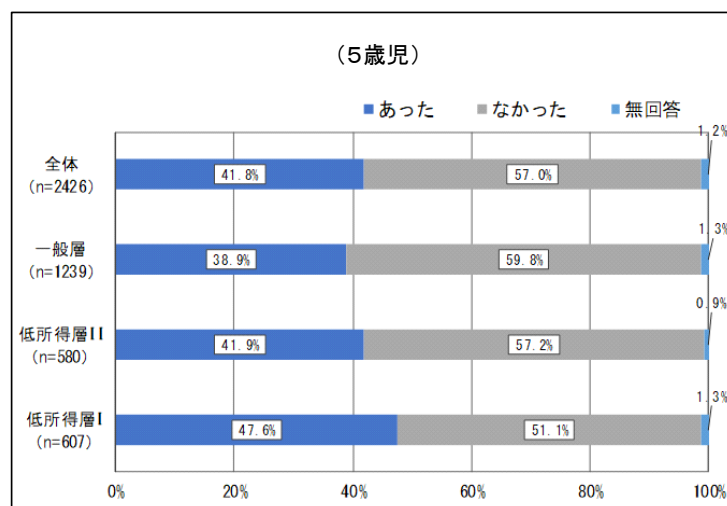
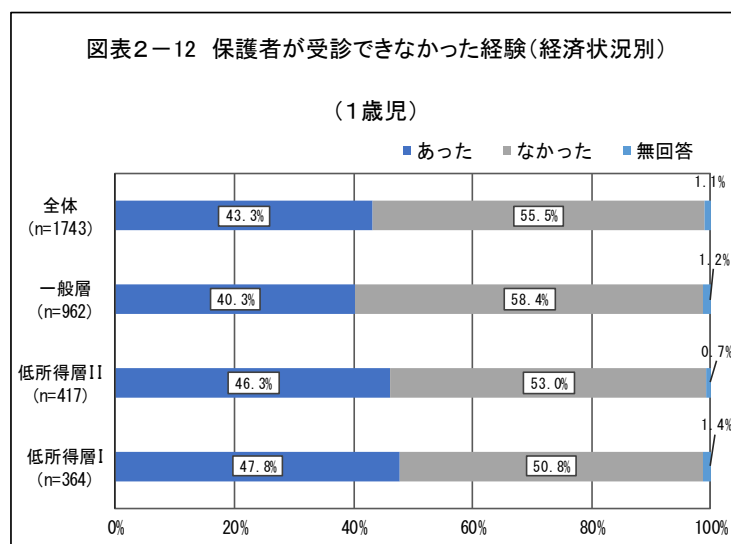


出所:「平成29年度未就学児調査」(沖縄県)

③ 保護者の健康

平成29年度末就学児調査の対象である1歳児および5歳児の保護者に対して、保護者自らが過去一年の間に病院や歯医者に通えなかった経験（受診抑制）について尋ねたところ、1歳児で43.3%、5歳児で41.8%が「あった」と回答しています。これは、前述（29ページ）した子どもを受診させなかった経験（1歳児13.4%、5歳児20.2%）と比べてもその割合が高くなっており、保護者が子どもの養育などを優先して、自らの健康について後回しにしている状況が明らかとなっています。

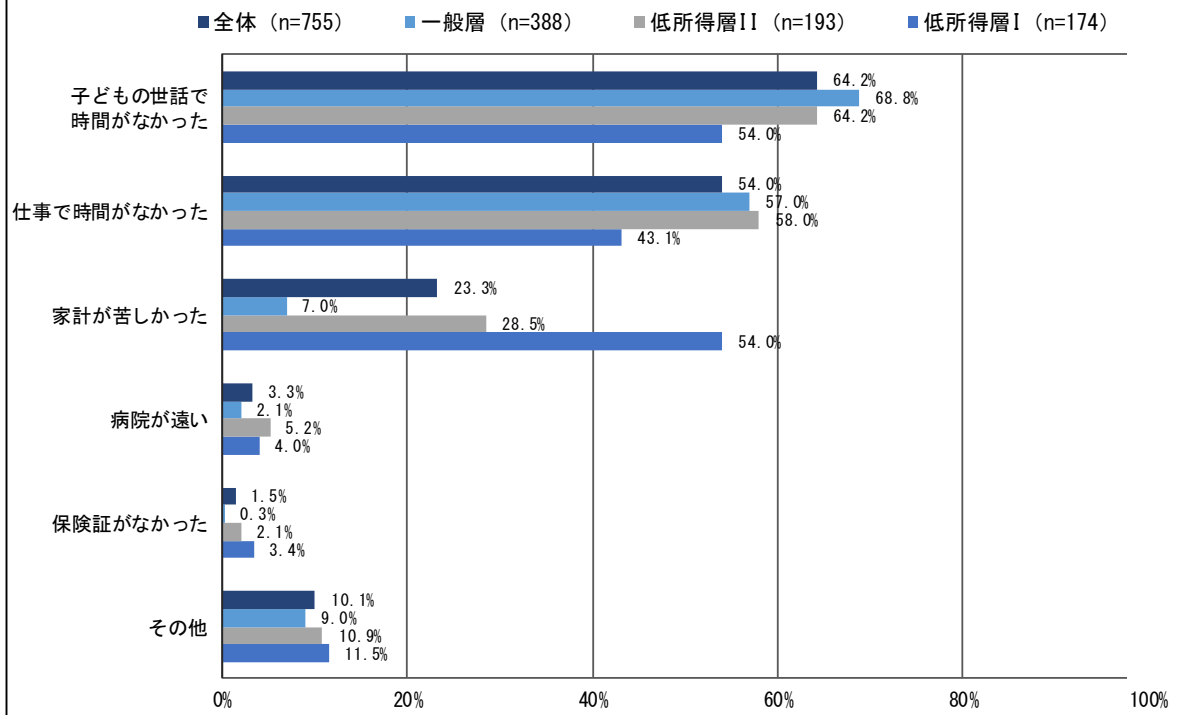
また、その理由には経済状況で差があり、「仕事で時間がなかった」や「子どもの世話で時間がなかった」は困窮世帯（低所得層Ⅰ）で割合が低く、「家計が苦しかった」は、困窮世帯（低所得層Ⅰ）の割合が高くなっています。



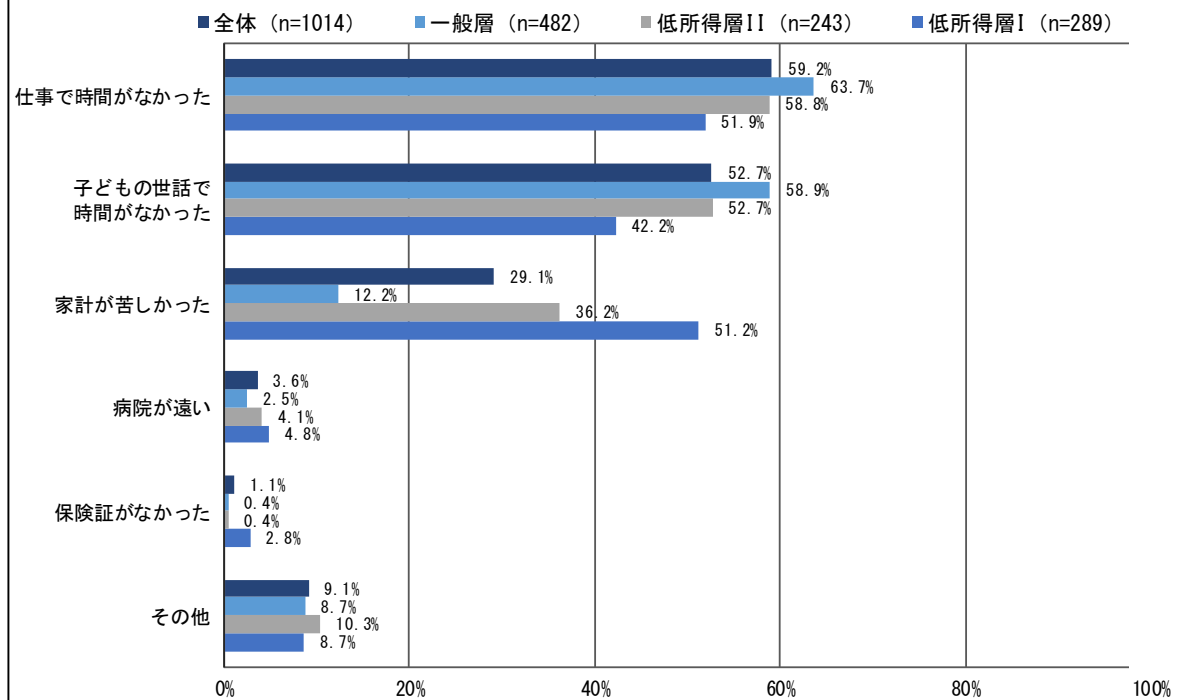
出所:「平成29年度末就学児調査」(沖縄県)

図表2-13 保護者が受診できなかった理由(経済状況別)

(1歳児)



(5歳児)



出所:「平成29年度未就学児調査」(沖縄県)

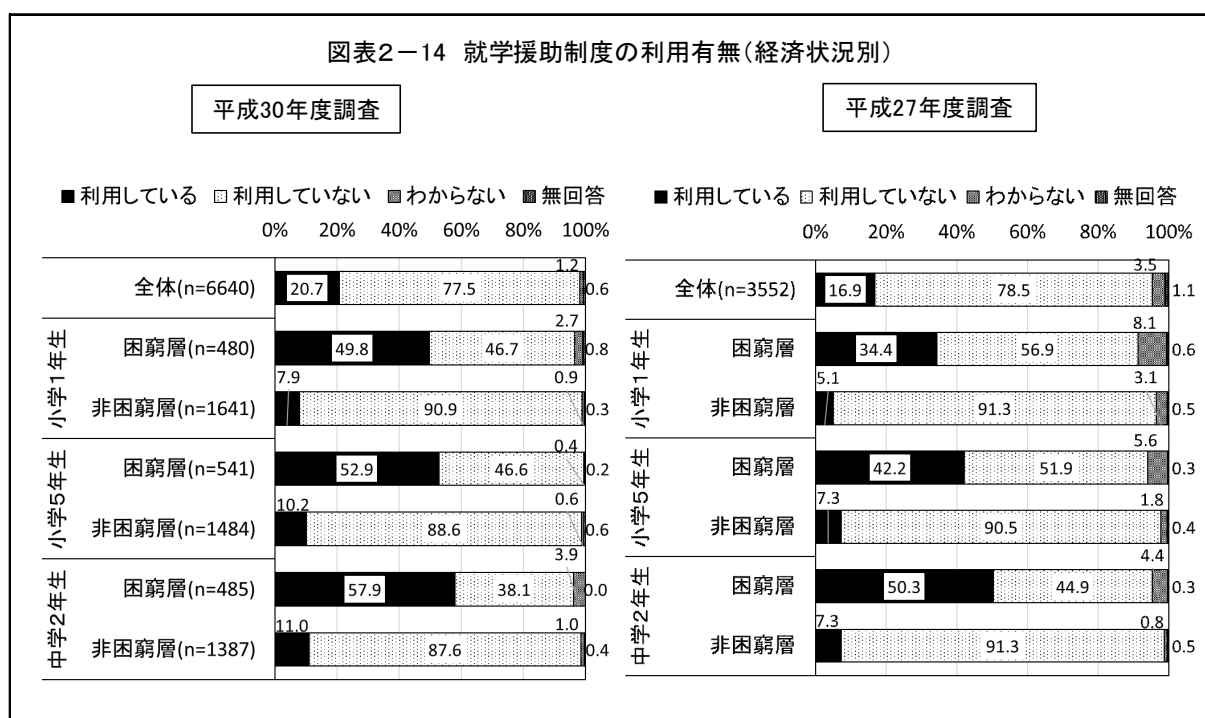
(3) 小中学生の状況について

① 就学援助の利用状況

平成27年度小中学生調査の対象である小学1年生、小学5年生、中学2年生の保護者に対して、就学援助の利用状況を尋ねたところ、困窮世帯（貧困）では、学年が進むとともに利用率が高くなっています。

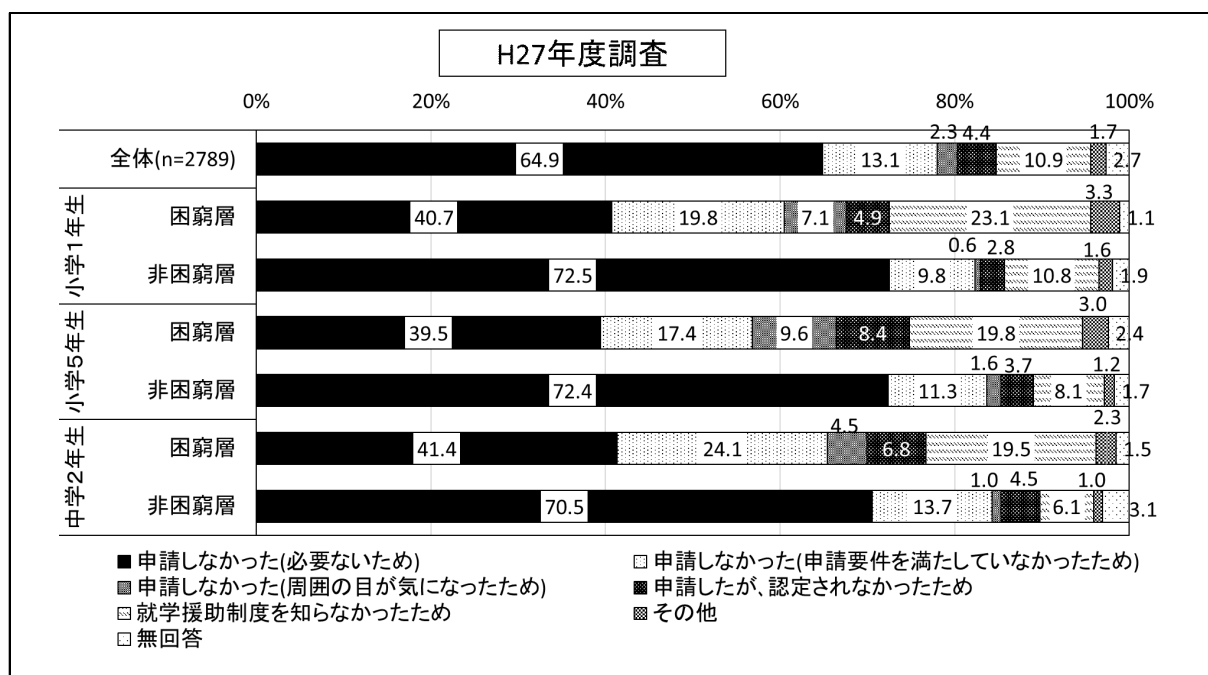
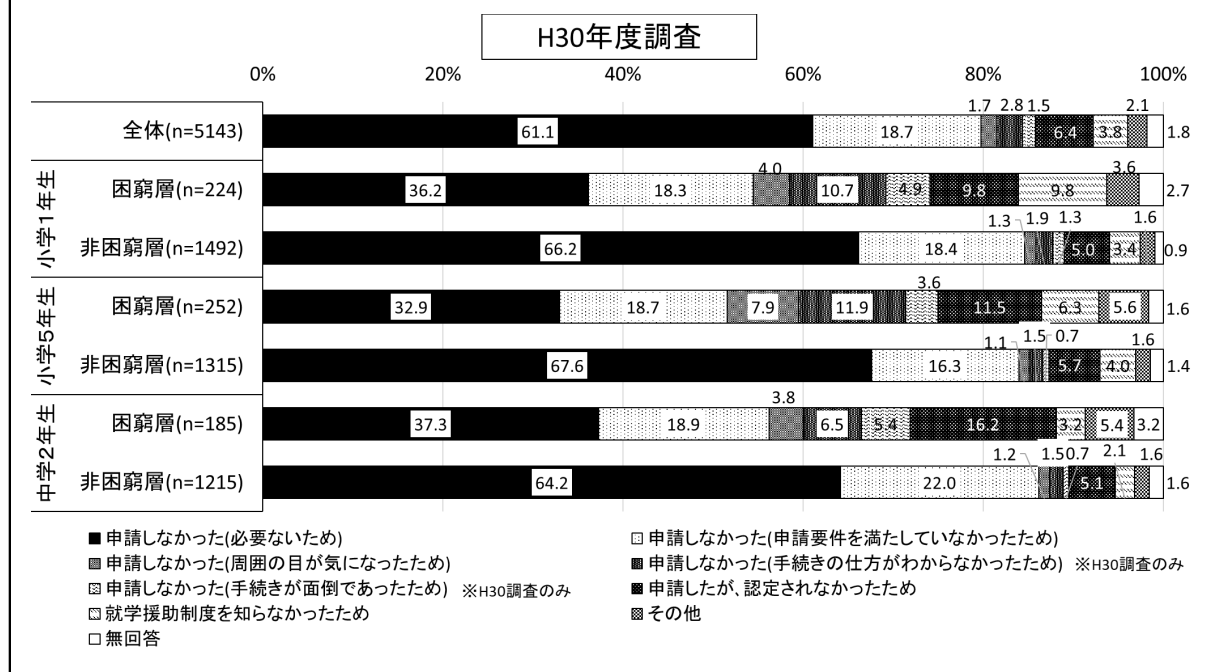
また、就学援助を利用していない理由を尋ねたところ、困窮世帯（貧困）では、各学年とも「必要ないため」という回答が最も多くなっていますが、「就学援助を知らなかった」という回答も少なからず存在していました。

平成30年度小中学生調査において同様の質問をしたところ、困窮層の小学5年生で「就学援助制度を知らなかった」と回答した割合は、平成27年度の19.8%から、平成30年度は6.3%と減少しております。



出所:「平成27年度小中学生調査」「平成30年度小中学生調査」(沖縄県)

図表2－15 就学援助制度を利用していない理由（経済状況別）



出所：「平成27年度小中学生調査」「平成30年度小中学生調査」（沖縄県）

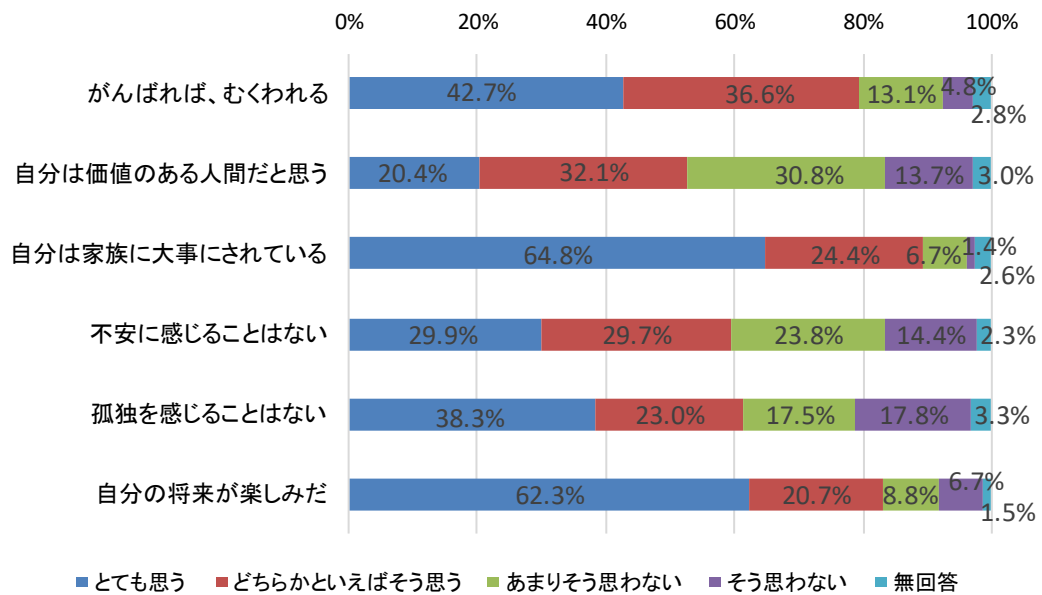
② 自己肯定感

平成27年度小中学生調査の対象である小学5年生、中学2年生に対して、自己肯定感に関する質問項目への回答結果を見ると、「とても思う」、「どちらかといえばそう思う」という肯定的な回答の割合が高くなっています。

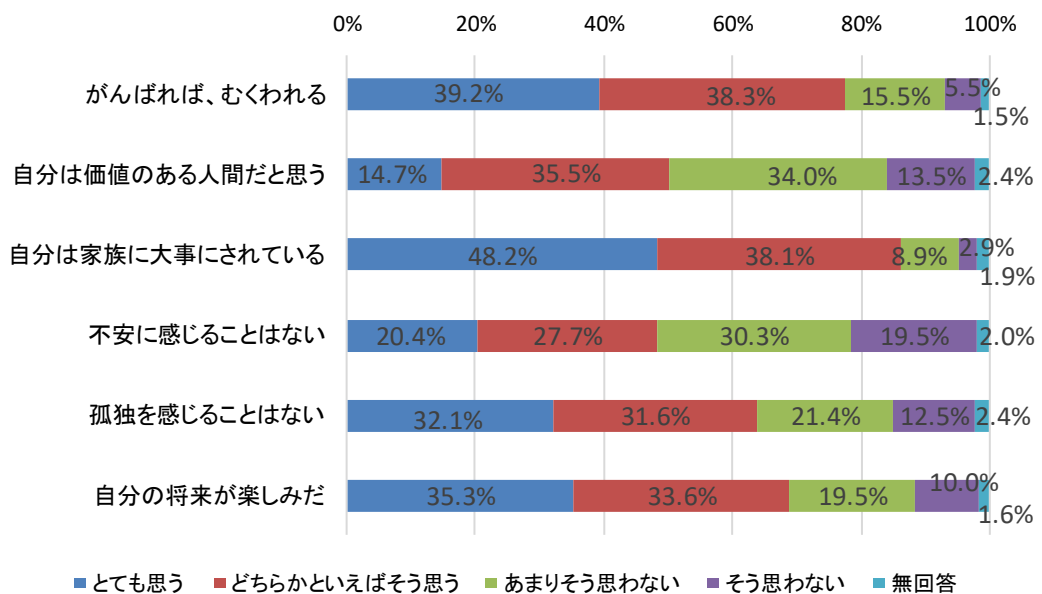
一方で、経済状況別で見た場合、困窮世帯（貧困）の子どもにおいて、否定的な回答の割合が高くなる傾向が見られました。

平成30年度小中学生調査において同様の質問をしたところ、小学5年生について「そう思わない」と回答した割合が全体的に減少しております。中学2年生では所得の状況に関わらず、「不安に感じることはない」「孤独に感じることはない」については「そう思わない」と回答している割合が減少している一方、「がんばれば、むくわれる」「自分の将来が楽しみだ」については「そう思わない」と回答している割合が増えています。

図表2-16 子どもの自己肯定感(平成27年度)
(小学5年生)



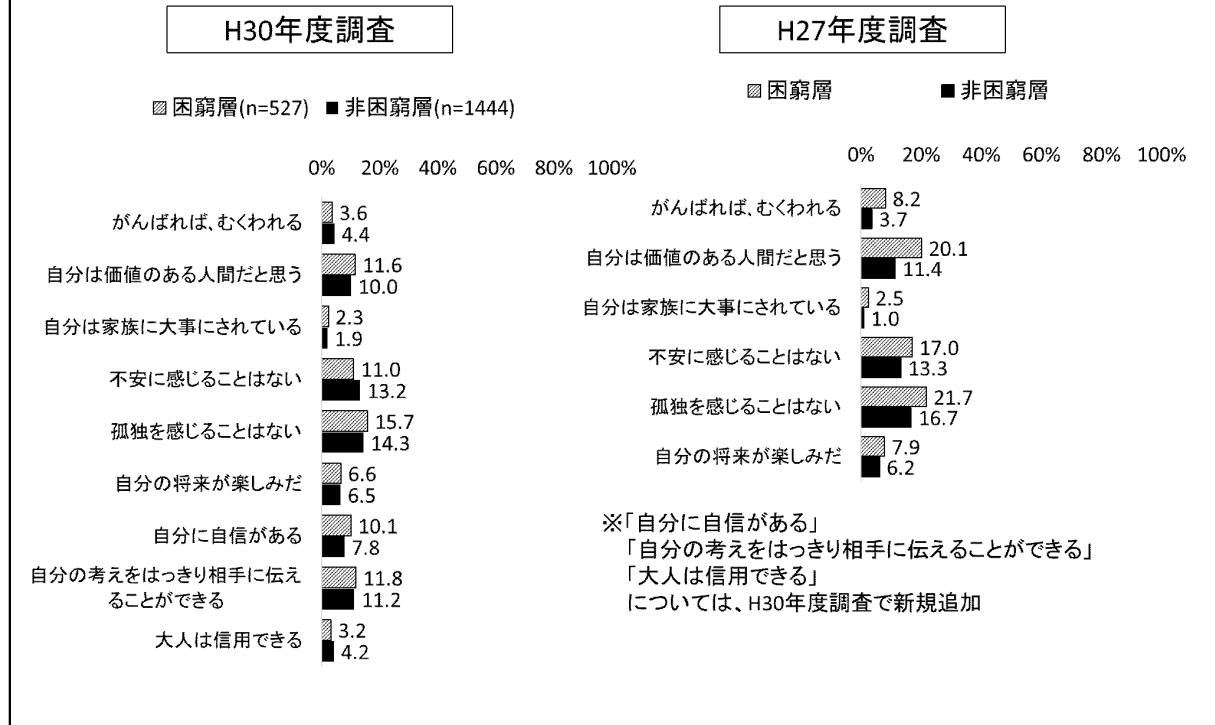
(中学2年生)



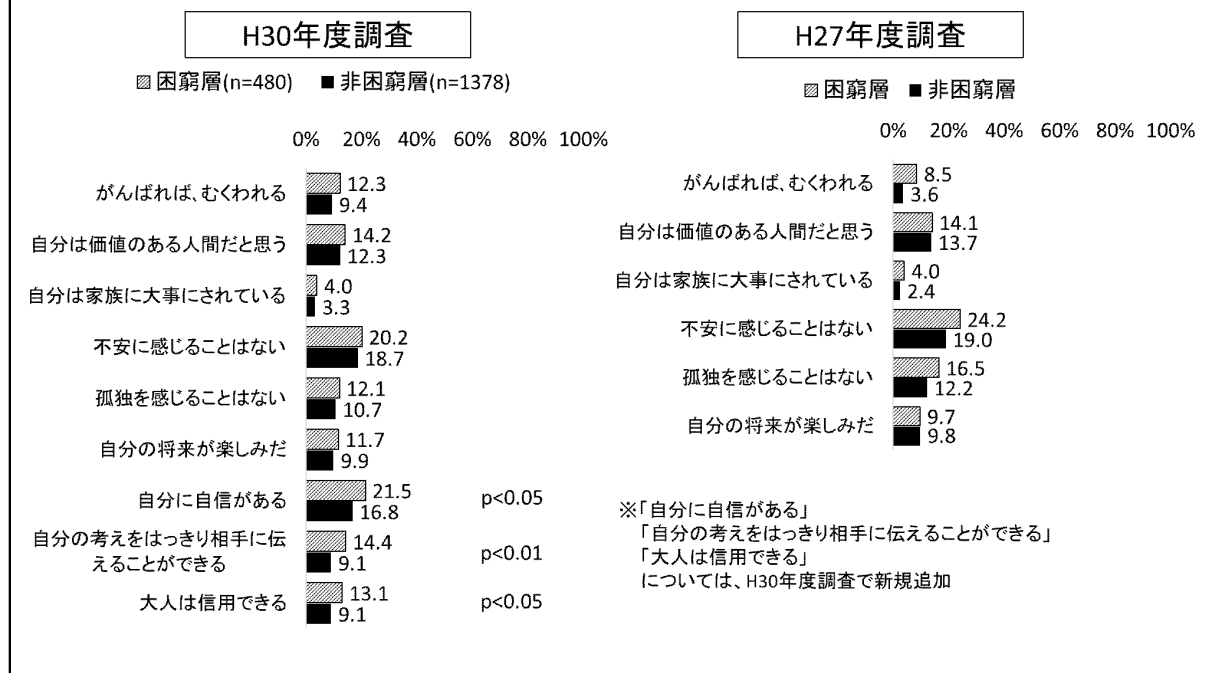
出所:「平成27年度小中学生調査」(沖縄県)

図表2-17 子どもの自己肯定感:「そう思わない」と回答した割合(経済状況別)

(小学5年生)



(中学2年生)



出所:「平成27年度小中学生調査」「平成30年度小中学生調査」(沖縄県)

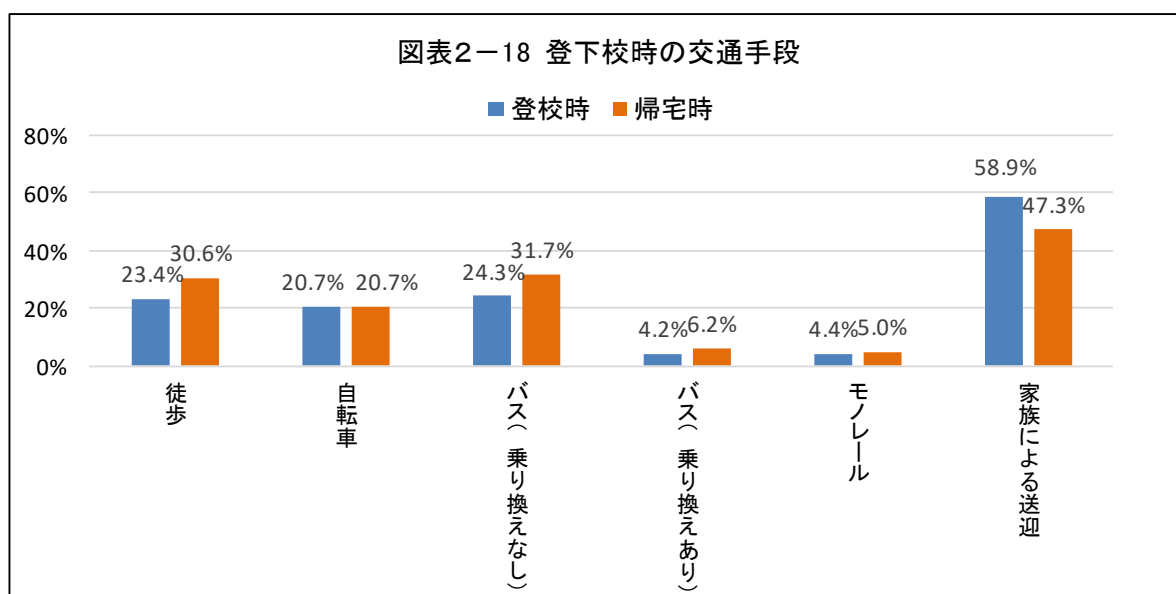
(4) 高校生の状況について

① 通学状況

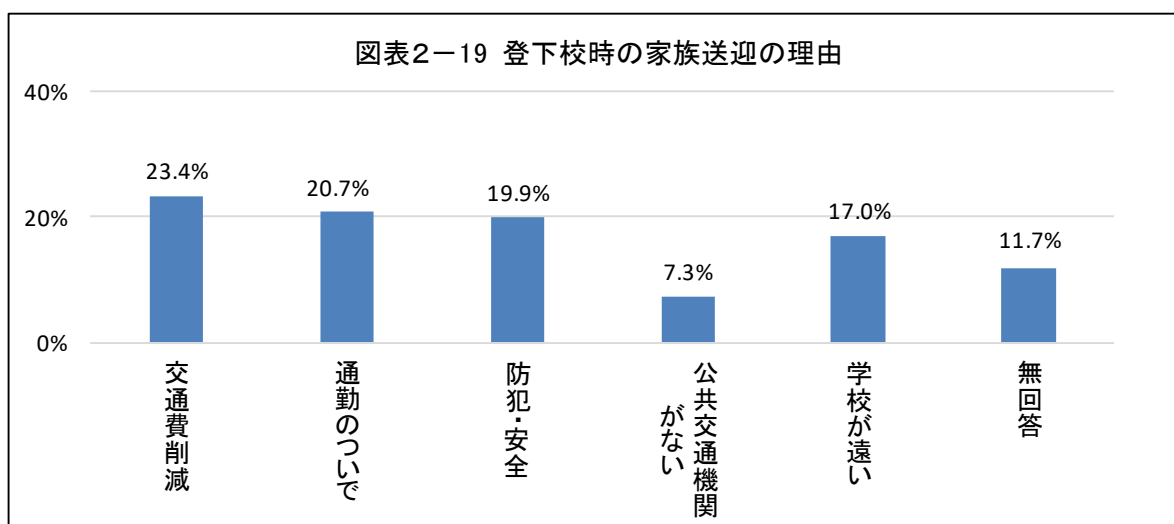
平成28年度高校生調査の対象である高校2年生の保護者に対して、登下校時の交通手段について尋ねたところ、家族による送迎が、登校時で58.9%、帰宅時で47.3%と最も多くなっており、次にバスが、登校時で28.5%、帰宅時で37.9%（乗り換えなし・ありを含む）となっています。

また、家族送迎を行っている理由について尋ねたところ、「通勤のついで」や「防犯・安全」という理由もある一方、「交通費削減」が23.4%と最も多い理由となっています。

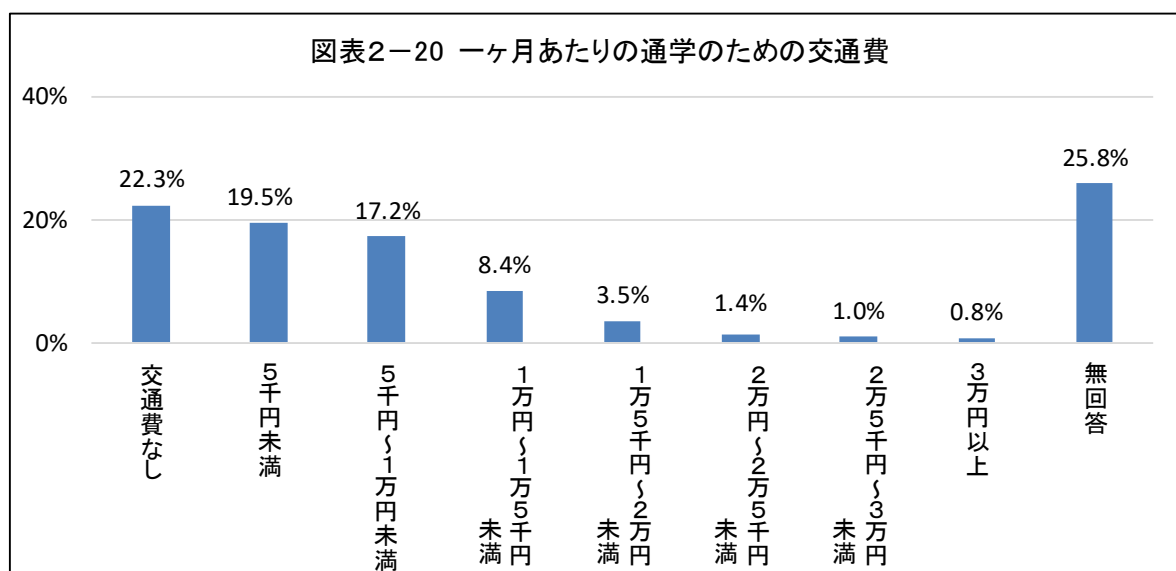
なお、一ヶ月あたりの通学のための交通費がどの程度か尋ねたところ、5千円以上の世帯が32.3%となっており、高校生となったことで、中学校在学中には発生していなかった費用負担が生じていることがわかります。



出所：「平成28年度高校生調査」（沖縄県）



出所:「平成28年度高校生調査」(沖縄県)

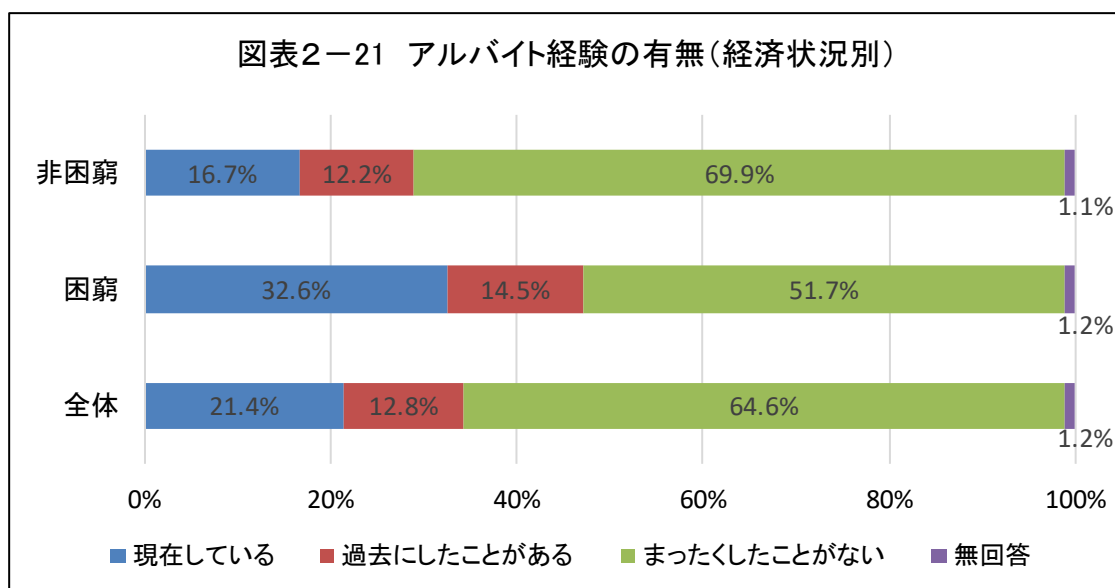


出所:「平成28年度高校生調査」(沖縄県)

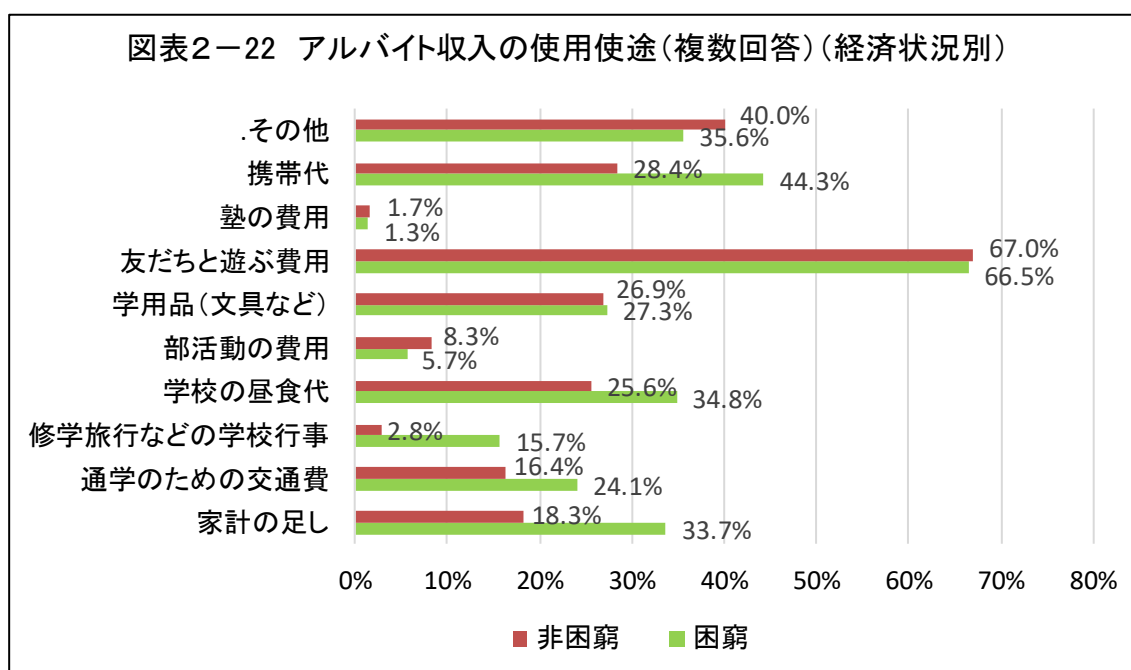
② アルバイトの状況

平成28年度高校生調査の対象である高校2年生に対して、「高校に入ってから今まで就労したことがあるか」と尋ねたところ、アルバイトを「現在している」「過去にしたことがある」と回答した割合が、非困窮世帯の28.9%に対し、困窮世帯は47.1%と高くなっています。

また、アルバイト収入の使途について尋ねたところ、「家計の足し」や「学校の昼食代」と答えた割合が、非困窮世帯と比べ、困窮世帯で高くなっています。



出所:「平成28年度高校生調査」(沖縄県)

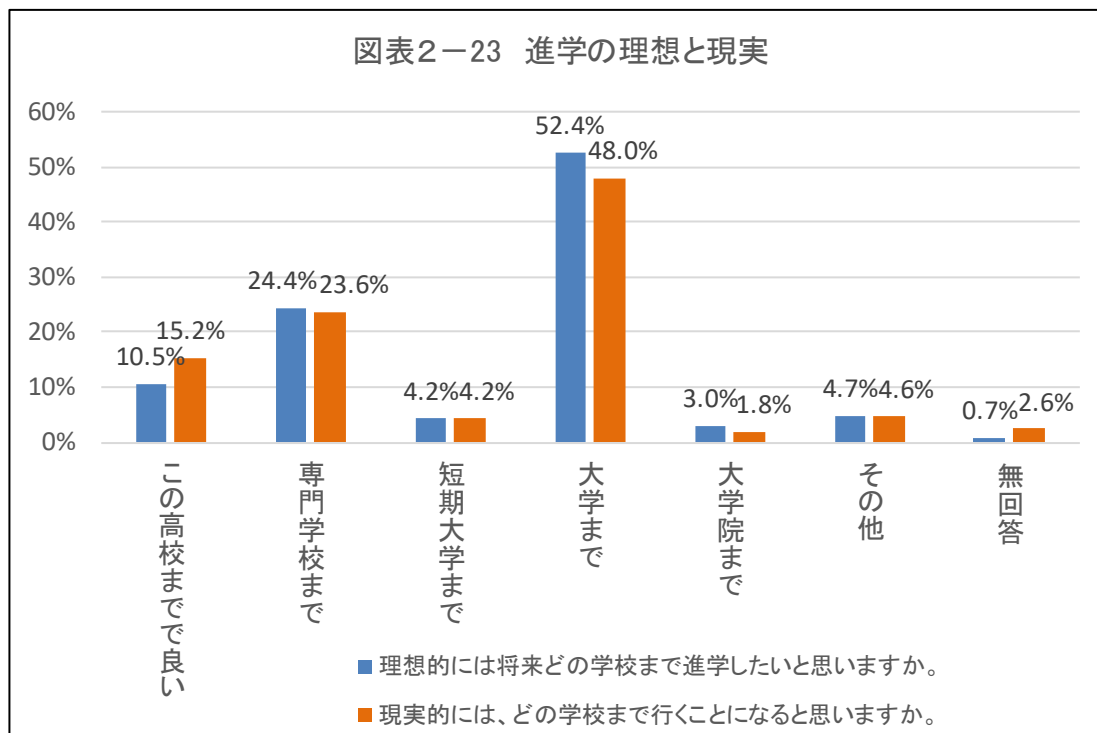


出所:「平成28年度高校生調査」(沖縄県)

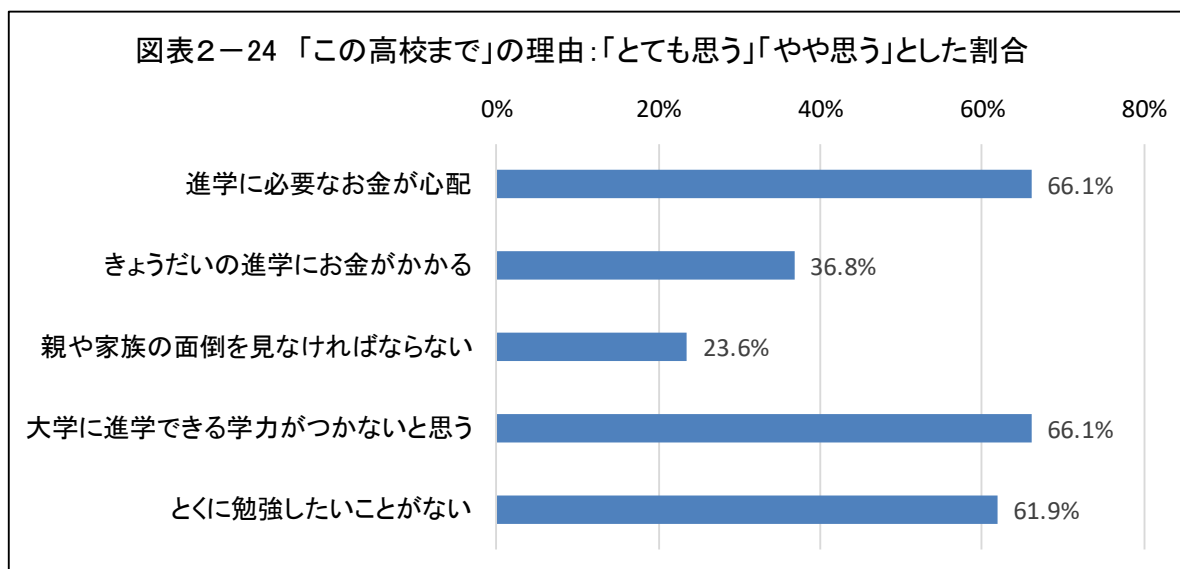
③ 進学状況

平成28年度高校生調査の対象である高校2年生に対して、進学に対する理想と現実を尋ねたところ、理想的には半数以上の生徒が大学までの進学を希望しているのに対し、現実的には約5%が大学進学をあきらめる一方、高校までで良いと回答する割合が増えています。

また、「この高校まで」とした回答した理由について尋ねたところ、学力や意欲面をあげる生徒が6割を超えており、経済的な理由をあげる生徒も同様に6割を超えています。



出所:「平成28年度高校生調査」(沖縄県)



出所:「平成28年度高校生調査」(沖縄県)

第3章 指標の改善に向けた当面の重点施策

子どもの貧困対策の推進に当たっては、子どものライフステージに即して切れ目のない総合的な支援を行うことができるよう取り組みます。

また、市町村と連携し、離島及びへき地などの特別の事情も含め、地域の実情に即した対策を全県的に取り組むこととします。

このほか、市町村における他のモデルとなるような取組を積極的に促進します。

1 ライフステージに応じたつながる仕組みの構築

＜施策の方向性＞

- 子どものライフステージに応じて、支援を必要とする子どもや子育て家庭につながり、適切な支援機関等へつなげる仕組みを構築します。
- 関係する支援者の確保と資質の向上に取り組みます。

【具体的取組】

（１） 乳幼児期

- ・ 生後4ヶ月までの乳児のいる家庭へ保健師等による全戸訪問により、子育て支援に関する情報提供を行うほか、乳幼児及びその保護者等の心身の状態及び養育環境を把握し、養育についての相談、助言等を行う市町村、NPO等の取組を支援します。
- ・ 乳児家庭全戸訪問等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等を行う市町村の取組を支援します。
- ・ 市町村が実施する乳幼児健康診査の結果や未受診状況を踏まえ、支援が必要な家庭を早期に把握し、保育所等関係機関と連携を図るなど、適切な対応が行える体制を整備します。
- ・ 全ての市町村が、妊娠期から子育て期にわたる支援をワンストップで行う母子健康包括支援センターを設置できるよう支援するとともに、同センターで中核的な役割を担う母子保健コーディネーターや、医療機関、福祉機関等の支援者の人材育成について取り組みます。

- ・ 虐待の未然防止と早期発見に向けて、引き続き、市町村の要保護児童対策地域協議会の運営支援を行うとともに、県民に対する児童虐待通告義務の広報啓発等を推進します。
- ・ 児童及び妊産婦に対し、市町村の区域ごとに置かれた民生委員・児童委員により、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握し、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行います。
- ・ 保育所において、保育所保育指針に基づき、子どもへの尊厳をもって養護と教育が一体となった保育を営み、子どもの健康並びに発育発達状態について理解を深めるとともに、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保護者の養育力の向上に資するなど、適切に支援を行えるよう促進します。
- ・ 幼保連携型認定こども園において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、園児の健康状態や発育及び発達の状態について必要な把握を行うとともに、園児の保護者に対する子育ての支援について、園児の送迎時の対応、会合や行事など日常の教育及び保育に関連した様々な機会を活用した実施を促進します。
- ・ 幼稚園において、幼稚園教育要領に基づき、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるよう促進します。
- ・ 未就学児の保護者を対象とした調査を実施し、生活実態を把握することで、より効果的な支援につなげます。

（２） 小・中学生期

- ・ 子どもの貧困に関する各地域の現状を把握し、関係機関との情報共有や子どもを支援につなげるための調整等を行う「子供の貧困対策支援員」の市町村への配置を促進します。
- ・ 小規模離島町村に子供の貧困対策支援員を派遣し、役場や学校と連携して、支援が必要な子どもを把握し適切な支援機関につなげる体制づくりを支援します。
- ・ 子どもの居場所の運営者同士や関係機関等との連携強化、子ども支援に協力する企業とのネットワークづくりを推進し、居場所の効果的・効率的な実施につなげます。
- ・ 学校を窓口として、支援が必要な家庭の児童生徒を早期の段階で生活支援や

福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置人数や区域を順次拡大しながら支援を強化します。

- ・ スクールソーシャルワーカー等の役割について、福祉関連機関における理解を深めるとともに、学校と福祉関連機関との連携を促進します。
- ・ 児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、スクールカウンセラーの配置推進を図ります。
- ・ 小・中アシスト相談員等を活用して、いじめ、不登校、問題行動等に課題を抱える学校への集中支援及び巡回支援を行います。
- ・ 臨床心理士、社会福祉士、作業療法士など、様々な技能を有する専門家を活用し、子どもと保護者への支援を強化します。
- ・ 虐待の未然防止と早期発見に向けて、引き続き、市町村の要保護児童対策地域協議会の運営支援を行うとともに、県民に対する児童虐待通告義務の広報啓発等を推進します。＜再掲＞
- ・ 児童及び妊産婦に対し、市町村の区域ごとに置かれた民生委員・児童委員により、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握し、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助及び指導を行います。＜再掲＞
- ・ 児童生徒やその保護者を対象とした調査を実施し、生活実態を把握することで、より効果的な支援につなげます。＜再掲＞

（３） 高校生期

- ・ 不登校傾向や中途退学が懸念される生徒が多い高等学校に就学支援員等を配置し、訪問支援、県の教育・福祉関係部門、民間支援団体の協働による支援体制を構築します。
- ・ 児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、スクールカウンセラーの配置推進を図ります。＜再掲＞
- ・ 生徒やその保護者を対象とした調査を実施し、生活実態を把握することで、より効果的な支援につなげます。＜再掲＞

（４） 支援を必要とする若者

- ・ 中学校卒業後に進学も就職もしていない少年（以下「中卒無職少年」といいます。）及び高等学校中途退学者について、在学中の児童生徒の保護者の了解

を得て学校とハローワークや子ども若者みらい相談プラザsorae等と情報を共有するなど、就学、就労など必要な支援につなげます。

（５） 人材の確保と資質の向上

（人材の確保）

- ・ 子供の貧困対策支援員や子どもの居場所に対する助言等を行う支援コーディネーターを配置します。
- ・ スクールソーシャルワーカーについて、継続的な就労と効果的な活用を図る観点から、待遇改善や業務への支援体制の整備に努めます。

（資質の向上）

- ・ 養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、適切な支援につなげる観点から、乳児全戸家庭訪問事業や養育支援訪問事業の訪問支援者等に対する研修の充実を図ります。
- ・ 子どもの貧困に関する各地域の現状を把握し、関係機関との情報共有や子どもを支援につなげるための調整等を行う「子供の貧困対策支援員」に対する必要な研修を行います。
- ・ スクールソーシャルワーカーの資質向上のため、県教育事務所における研修の充実等を図ります。
- ・ 困難を抱える子どもやその保護者を支援する専門人材が不足しているため、大学や関係機関などが実施する講座や研修等と連携し、子どもの貧困対策に関わる人材の養成を図ります。

2 ライフステージに応じた子どもへの支援

(1) 乳幼児期

＜施策の方向性＞

- 全ての子どもが安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、子どもの発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育を提供します。
- 乳幼児の健全な発育・発達を図る観点から、保育や医療に係る経済的負担を軽減します。

【具体的取組】

(教育の支援)

ア 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の負担軽減及び質の向上

- ・ 全ての子どもが安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、低所得世帯の負担軽減の観点から、幼稚園就園奨励費補助制度において公立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担の格差軽減を図る市町村の取組を促進します。
- ・ 質の高い幼児教育を保障するため、公立幼稚園における3年保育を促進するとともに、保幼小連携の促進や教職員の資質能力の向上のための研修の充実を図ります。

(生活の支援)

ア 子どもを安心して育てることができる保育の提供等

- ・ 「黄金(くがに)っ子応援プラン」(県)に基づき、市町村と連携して保育所等の整備を促進するとともに保育士の確保等を図り、平成31年度末までの待機児童の解消を目指します。
- ・ 乳幼児期は、望ましい食習慣や生活習慣の形成に大きな役割を果たす時期であることから、保育所等において食育の重要性について周知を図ります。
- ・ 市町村において実施している夜間保育所や延長保育、地域型保育事業など地域の実情に応じた保育サービスを支援するとともに、保護者が安心して子育てができる環境整備に取り組みます。
- ・ 社会的養護を必要とする子どもに対し、温かい愛情と正しい理解を持った家庭的な環境の下で養育を提供できるよう、里親委託や児童養護施設の小規模化

等を推進します。

- ・ 全ての市町村が、妊娠期から子育て期にわたる支援をワンストップで行う母子健康包括支援センターを設置できるよう支援するとともに、同センターで中核的な役割を担う母子保健コーディネーターや、医療機関、福祉機関等の支援者の人材育成について取り組みます。＜再掲＞
- ・ 乳幼児の発育段階に応じた適切な仕上げみがきの定着やフッ化物応用等、効果的なむし歯予防対策を推進します。

（経済的支援）

ア 保育に係る利用料負担の軽減

- ・ 認可保育所の定員に空きがない等の理由により、認可外保育施設を利用してのひとり親家庭等の負担軽減を図ります。
- ・ 病児保育については、地域の実情に応じた市町村の取組を支援することにより、低所得世帯を含む全ての子どもが必要なサービスを受けられるよう取り組みます。

イ 子どもの健康確保

- ・ 子どもの健全な育成・発達を図ることを目的に実施している子どもに関する医療費助成について、窓口での支払いが不要となる現物給付制度の市町村における実施を引き続き支援します。

(2) 小・中学生期

＜施策の方向性＞

- 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置付け、総合的な対策を推進します。
- 子ども一人ひとりに寄り添って支援を行う安全・安心な子どもの居場所づくりを推進します。
- 児童養護施設等の入所児童に対する支援の充実を図り、自立に向けた取組を促進します。
- 小・中学生の健全な発育・発達を図る観点等から、医療に係る経済的負担を軽減します。

【具体的取組】

(教育の支援)

ア 学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

(ア) 学校教育による自己肯定感を育む支援と学力の保障

- ・ 学校教育において自ら学び自ら考える力を育み、学力を保障するため、少人数指導や、学習に遅れがある児童生徒を支援する教員、学習支援員及びボランティアを確保することなど、学習支援を実施します。
- ・ 実践的な研修で教師の授業力の向上を図るとともに、研修で得た指導方法を他の教師へ波及させることにより、全校体制で児童生徒の学力向上に取り組めます。
- ・ 全ての児童生徒の学力が保障されるよう、学校支援訪問等を通じた学校への授業改善の助言や、市町村が配置する学習支援員の効果的な活用法についての情報提供等を行います。
- ・ 学校において個々の学力を伸ばすために、個々の児童生徒にきめ細かな指導を行えるよう授業改善を推進します。
- ・ 全ての教員が子どもの貧困問題に対する意識を共有し理解を深めるために、福祉関係の専門家を招聘して、学校における校内研修等の実施に努めます。
- ・ 学校における具体的な支援として、子どもの貧困に関する理解を深め、子どもに自己肯定感を持たせる教育方法を研究するため、教員免許状更新講習における関連講習や校内研修等の開設を促進します。

- ・ 全ての教員が児童生徒の自己肯定感を高めるための教育を行います。
- ・ 児童生徒の社会的・職業的自立に向けて、教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図るためのキャリア教育を推進します。

(イ) 地域による学習支援

- ・ 地域住民等の参画を得て、学校の教育活動を支援する仕組み（地域学校協働本部）をつくり、学習支援をはじめ様々な学校支援活動を実施することにより、地域の教育力の向上を図る市町村の取組を支援します。
- ・ 地域住民等の参画を得て、小中学校等において放課後や週末等に余裕教室を活用し、児童生徒の安全・安心な活動拠点（放課後子ども教室）をつくる市町村の取組を支援します。
- ・ 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない児童生徒を対象に、教員を志望する大学生や地域住民等の協力により、学習支援（地域未来塾）を行う市町村の取組を支援します。
- ・ 児童生徒が抱える課題等を地域ぐるみで解決するため、市町村におけるコミュニティ・スクールの設置を促進し、地域による学習支援等の一層の充実を図ります。

(ウ) 就学援助の充実

- ・ 学用品費や給食費等を助成する就学援助制度について、準要保護児童生徒に対する援助の認定基準、対象費目や単価等の全国調査結果を市町村に提供し情報を共有すること等により、必要な児童生徒に対し援助が届くよう就学援助の充実を促進します。
- ・ 市町村と県の協議の場の設置等により、保護者に対する就学援助制度の効果的な周知方法、県内外の好事例の情報提供など制度を利用しやすい環境の整備を促進します。
- ・ 就学援助制度の適切な運用を図るため、市町村における学級担任や学習支援員等に対する校内研修等の取組を促進します。

(エ) 特別支援教育に関する支援の充実

- ・ 障害のある児童生徒等への支援の充実を図るため、特別支援教育就学奨

励費等を通じた支援を行います。

- ・ 障害のある児童生徒に対して、小学校の早い段階からの適切な対応と個別の学習支援など、きめ細かな指導を促進します。

(オ) その他の教育支援

- ・ 義務教育未修了者や不登校等で形式卒業となった者等に対する就学機会を確保するため、夜間中学校の設置を検討します。
- ・ 教育扶助については、義務教育に伴って必要な費用が学校の長に対して直接支払うことが可能となっている仕組みを活用し、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施します。
- ・ 低所得世帯の子どもを対象に、余暇、レクリエーション、文化、スポーツ等の機会を提供する地域の取組を促進します。
- ・ 低所得世帯の子どもが、様々な体験・交流の機会等を通じて、自己肯定感を高め、生きる力を育む取組を促進します。

イ 生活困窮世帯等への学習支援

- ・ 生活保護世帯、生活困窮世帯及び準要保護世帯の児童生徒等に対し、市町村、NPO等と連携し、子ども一人ひとりの学習の定着状況に応じたきめ細かな学習支援の取組を拡充するとともに、多様な進学希望に対応した学習支援に取り組みます。
- ・ 児童養護施設等で暮らす子どもの潜在的な可能性を引き出していけるよう、学習支援を推進し、基礎学力の定着を図るとともに、良き理解者と触れ合う機会を作ります。

(生活の支援)

ア 子どもが安全・安心に過ごせる環境の整備

- ・ 子どもが安心して過ごせる居場所を確保し、地域の実情に応じて、食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援を行うとともに、キャリア形成等を行う市町村の取組を促進します。
- ・ 子どもの居場所が設置されていない小学校区への居場所開設を促進するため、居場所開設にかかる経費の支援や講座を実施します。
- ・ 子どもが安心して過ごせる居場所をさらに充実するため、民間団体等の資金

を活用した居場所の設置を促進します。

- ・ 専門的な個別支援を必要とする子どもに対応できる居場所を設置します。
- ・ 低所得世帯を含む全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所を確保するため、市町村と連携し、放課後児童クラブの設置を促進します。
- ・ 地域の実情に応じ、市町村による児童館などの子どもの居場所の確保や、児童館職員の資質向上に関する取組を支援します。
- ・ 親の就労状況等に応じて、放課後児童クラブや児童館等の地域資源を活用し、子どもの夜の居場所の確保を促進します。
- ・ 対人関係や家庭の問題など複合的な困難を抱えた子ども・若者が、孤立することなく、社会的な自立に踏み出せるよう、居場所の設置や活動プログラムを行う地域の活動を支援します。
- ・ 児童生徒が正しい歯のみがき方の習得や歯みがきの習慣を身につけることができるよう、発達段階に応じたむし歯予防を推進するとともに、学校の歯科検診でむし歯で要治療とされた児童生徒に対し、受診を勧奨するとともに、対策を講じます。

イ 児童養護施設等の入所児童への支援

- ・ 児童養護施設において、施設の小規模化等による家庭的養護の促進や児童養護施設等の運営指針の活用等を通じて、子どもの発達段階に応じた基本的な生活習慣を身につけることができるよう推進します。
- ・ 児童養護施設において、年金、税金、保険等に関する知識や基本的なマナーに関する教育、金銭管理の訓練等を行い、社会生活を円滑に開始できるよう支援します。
- ・ 児童養護施設等で生活する児童が、勤労の基礎的な能力及び態度を育て、その適正、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、職業指導を行うとともに、退所児童へのアフターケアとして就労及び自立に関する相談支援を行う職業指導員の配置を拡充します。

(経済的支援)

ア 放課後児童クラブ保育料の負担軽減

- ・ 放課後児童クラブの保育料について、市町村と連携し、低所得世帯の児童を

対象に負担軽減を促進します。

イ 子どもの健康の確保

- ・ 子どもの健全な育成・発達を図ることを目的に実施している子どもに関する医療費助成について、市町村と連携して通院の対象年齢拡大に向けて取り組めます。
- ・ ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、所得要件等を満たすひとり親家庭の子どもに対し、医療費を助成します。

ウ 通学費の負担軽減

- ・ 中学生・高校生の通学費について、バス運賃等の負担軽減に取り組めます。

(3) 高校生期

— <施策の方向性> —

- 学校における就学継続のための相談・指導体制の強化を図るとともに、教育・福祉関係機関、民間団体との協働による支援体制を構築し、中途退学の防止、学習支援、キャリア教育の充実に取り組みます。
- 児童養護施設等の入所児童に対する支援の充実を図り、自立を推進するとともに、就職後の定着率の向上、就学等に係る経済的負担を軽減します。

【具体的取組】

(教育の支援)

ア 学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

(ア) 学校教育による学力の保障

- ・ 学校における具体的な支援として、子どもの貧困に関する理解を深め、子どもに自己肯定感を持たせる教育方法を研究するため、教員免許状更新講習における関連講習や校内研修等の開設を促進します。＜再掲＞
- ・ 高等学校中途退学者等に対し、学力検査を課さず、志望動機を聞く面接等で入学できる学び直しのための高校や学科の設置などを検討します。
- ・ 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない生徒を対象に、教員を志望する大学生や地域住民等の協力により、学習支援（地域未来塾）を行う市町村の取組を支援します。＜再掲＞

(イ) 高校等における就学継続のための支援

- ・ 不登校傾向や中途退学が懸念される生徒が多い高等学校に就学支援員等を配置し、訪問支援、県の教育・福祉関係部門、民間支援団体の協働による支援体制を構築します。＜再掲＞
- ・ 高等学校中途退学を防止するため、各学校の中途退学対策担当者に対し、講演会や研究協議の開催、関連事項の学習及び優れた取組並びに子どもの貧困対策の情報共有などにより、対策の強化を図ります。
- ・ 中卒無職少年及び高等学校中途退学者について、在学中の児童生徒の保護者の了解を得て学校とハローワークや子ども若者みらい相談プラザsora e等と情報を共有するなど、就学、就労など必要な支援につなげます。＜

再掲＞

- ・ 高等学校等中途退学者が高校に再入学して学び直す際、卒業するまでの一定期間、授業料に係る支援を行います。
- ・ 高等学校進学後の就学継続を総合的に支援するため、県立高等学校への居場所設置の拡充に取り組みます。

(ウ) 高校等におけるキャリア教育の推進

- ・ 高校生一人ひとりの基礎的・汎用的能力を育成するため、教員向けの研修会などを実施するとともに、指定校にコーディネーターを配置し、学校における教育活動全体を通したキャリア教育の実践・取組を支援することで、進路決定率の向上に取り組みます。
- ・ アルバイトをしている生徒に対し、キャリア教育の一環として、アルバイト先を就職につなげたり、職業的自立に向けた職業訓練等の情報を提供するなどにより、円滑に就職につなげられるよう支援を行います。

イ 大学等進学に対する教育機会の提供

(ア) 高等教育の機会を保障する奨学金制度等の経済的支援の充実

- ・ 県外難関大学等への進学を推進する給付型奨学金制度などを活用し、県内高等学校生徒の大学等進学率の改善に取り組みます。
- ・ 教育基本法に基づき設置した高校生に対する奨学金貸与事業を着実に実施するとともに、大学等を含め奨学金情報が必要な生徒に伝わるよう制度の周知を図ります。

ウ 生活困窮世帯等への学習支援

- ・ 低所得世帯の子どもに対し、大学等への進学を促進するため、多様な進学希望に対応した学習支援に取り組みます。
- ・ 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない生徒を対象に、教員を志望する大学生や地域住民等の協力により、学習支援（地域未来塾）を行う市町村の取組を支援します。

＜再掲＞

- ・ 児童養護施設等で暮らす子どもの潜在的な可能性を引き出していけるよう、学習支援を推進し、基礎学力の定着を図るとともに、良き理解者と触れ合う機

会を作ります。〈再掲〉

（生活の支援）

ア 児童養護施設等の入所児童への支援

- ・ 児童養護施設において、施設の小規模化等による家庭的養護の促進や児童養護施設等の運営指針の活用等を通じて、子どもの発達段階に応じた基本的生活習慣を身につけることができるよう推進します。〈再掲〉
- ・ 児童養護施設において、年金、税金、保険等に関する知識や基本的なマナーに関する教育、金銭管理の訓練等を行い、社会生活を円滑に開始できるよう支援します。〈再掲〉
- ・ 児童養護施設等で生活する児童が、勤労の基礎的な能力及び態度を育て、その適正、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、職業指導を行うとともに、退所児童へのアフターケアとして就労及び自立に関する相談支援を行う職業指導員の配置を拡充します。〈再掲〉

イ 安全・安心な子どもの居場所の確保

- ・ 専門的な個別支援を必要とする子どもに対応できる居場所を設置します。〈再掲〉
- ・ 市町村において、若年妊産婦に対する出産・育児に関する相談・支援、修学や就労支援など、安定した生活を営み、自立するための支援を行う居場所の設置を促進します。

（就労支援）

ア 子どもの就労支援

- ・ 高等学校卒業後に就職を希望する生徒に対し、就職活動に必要な知識や技術の習得と社会人としての基礎力の育成を図るため、宿泊研修、外部講師による実務研修を実施するなど指導体制を強化し、就職内定率の向上を図ります。
- ・ ひとり親家庭や生活困窮家庭の子どもに対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供等を行います。

（経済的支援）

ア 「高校生等の修学支援」などによる経済的負担の軽減

- ・ 高等学校等就学支援金制度により、所得に応じて高等学校等の授業料に充てる就学支援金を支給し、家庭の教育費負担の軽減を図ります。
 - ・ 授業料以外の教育費負担を軽減するため、「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」により、低所得世帯を支援します。
 - ・ 生活保護世帯の高校生の大学等への進学費用に充てられる就労収入について、特例的に取り扱うことで、大学等への進学を支援します。
 - ・ 中学生・高校生の通学費について、バス運賃等の負担軽減に取り組みます。
- <再掲>

イ 子どもの健康確保

- ・ ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、所得要件等を満たすひとり親家庭の子どもに対し、医療費を助成します。<再掲>

(4) 支援を必要とする若者

＜施策の方向性＞

- 中学・高校卒業後又は高等学校中途退学後に、就学、就労をしていない若者で、社会的自立に向けた展望を見出せないでいる者（以下「支援を必要とする若者」といいます。）に対して、円滑な社会生活が営めるよう、寄り添い型の支援に取り組みます。

【具体的取組】

（教育の支援）

ア 支援を必要とする若者に対する就学等支援

- ・ 支援を必要とする若者に対し、ハローワーク、地域若者サポートステーション、子ども若者みらい相談プラザsorae、NPO等と連携を図り、就学、就労へ向けた支援を行います。

（生活の支援）

ア 安全・安心な子ども若者の居場所の確保

- ・ 地域団体やNPOなど地域資源を活用し、支援を必要とする若者の居場所づくりを推進します。
- ・ 専門的な個別支援を必要とする子どもに対応できる居場所を設置します。＜再掲＞
- ・ 市町村において、若年妊産婦に対する出産・育児に関する相談・支援、修学や就労支援など、安定した生活を営み、自立するための支援を行う居場所の設置を促進します。＜再掲＞

イ 支援を必要とする若者に対する相談等の支援拠点

- ・ 子ども若者みらい相談プラザsoraeを拠点として、ニート、ひきこもり、不登校の児童生徒などが社会生活を円滑に営むことができるよう、子ども・若者育成支援のための総合的な施策を推進します。
- ・ ひきこもり状態にある者やその家族等への支援を行うために設置した沖縄県ひきこもり専門支援センターにおいて、相談支援、訪問支援等を行うことにより、本人の自立を推進します。

ウ 児童養護施設の退所児童等の支援

- ・ 児童養護施設等を退所し、大学等へ進学、または就職した者等の安定した生活基盤の構築及び円滑な自立を支援するため、生活費、家賃及び資格取得費用の貸付を行います。
- ・ 児童養護施設等を退所し、大学等へ進学する者に対する給付型奨学金を充実するとともに、進学後も学業に専念できるよう寄り添い支援を行います。
- ・ 児童養護施設等を退所する者が安心して就職、進学、アパートを賃借することができるよう、身元保証人の確保を図ります。
- ・ 児童養護施設等の退所児童の自立を支援するために、退所児童等で構成する団体の活動支援や、18歳以上で継続した支援が必要と認められる児童に対する措置延長の実施、その他退所児童が必要な時に必要な社会資源を活用できるよう、相談体制の充実を図ります。
- ・ 自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設の退所児童等のアフターケアを推進します。

(就労支援)

ア 支援を必要とする若者に対する就労支援

- ・ 沖縄県キャリアセンター等において、専門のキャリアコーチによる就職相談や、就職活動に必要な知識やスキルを提供するセミナー等を開催し、若年者の職業観の育成から就職までを一貫して支援します。
- ・ 若年者の早期就職を促進し、雇用のミスマッチに起因する早期離職を抑制するため、基礎的なビジネスマナー等の研修や企業での職場訓練等を実施します。
- ・ 若年無業者で就労支援が必要な者に対し、基礎的な職業訓練を実施します。
- ・ 中卒無職少年の就労について、市町村や商工会などで就労を支援する体制や、地域の経済界の協力を得ながら雇用を促進する仕組みを構築します。

3 保護者への支援

(1) 保護者への支援

＜施策の方向性＞

- 生活困窮家庭やひとり親家庭に対し、生活に関する相談や個々の状況に応じた支援に取り組みます。
- 職業訓練の実施や就職のあっせん等、保護者への就労や学び直しの支援に取り組みます。

【具体的取組】

(生活の支援)

ア 保護者の自立支援

- ・ ひとり親家庭の親の経済的自立のため、親の雇用等に積極的に取り組む事業者や学び直しをする親に対し、沖縄振興開発金融公庫による金融面での支援を促進します。
- ・ 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づき自立に向けた包括的な支援を行うとともに、家計改善等の支援を実施します。
- ・ 生活保護については、支援が必要な者に確実に保護を実施するという基本的な考え方を踏まえ、制度の周知や説明など適切な対応を図ります。
- ・ 家庭の経済状況にかかわらず、安心して妊娠・出産、子育てができるよう、女性健康支援センターにおいて相談指導を行います。
- ・ 全ての市町村が、妊娠期から子育て期にわたる支援をワンストップで行う母子健康包括支援センターを設置できるよう支援するとともに、同センターで中核的な役割を担う母子保健コーディネーターや、医療機関、福祉機関等の支援者の人材育成について取り組みます。＜再掲＞
- ・ 事業所内保育施設については、従業員の就業時間に合わせ、夜間まで開園している施設や地域の子どもを預かる施設もあることから、多様な保育ニーズに対応できるよう市町村と連携しながら設置を促進します。
- ・ 市町村において、若年妊産婦に対する出産・育児に関する相談・支援、修学や就労支援など、安定した生活を営み、自立するための支援を行う居場所の設置を促進します。＜再掲＞

イ 保護者の健康確保等

- ・ 生後4ヶ月までの乳児のいる家庭へ保健師等による全戸訪問により、子育て支援に関する情報提供を行うほか、乳幼児及びその保護者等の心身の状態及び養育環境を把握し、養育についての相談、助言等を行う市町村、NPO等の取組を支援します。＜再掲＞
- ・ 乳児家庭全戸訪問等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等を行う市町村の取組を支援します。＜再掲＞
- ・ ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、所得要件等を満たすひとり親家庭の親に対し、医療費を助成します。＜再掲＞

ウ ひとり親家庭への自立支援

- ・ ひとり親家庭に対して、家庭生活支援員の派遣等により一時的な家事援助、保育等のサービスを提供するとともに、生活支援講習会や生活相談の実施等による生活支援を行います。
- ・ 専門的、継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設での支援に加え、民間アパートを活用した居宅支援等を行うことにより地域での生活を支援します。
- ・ 母子生活支援施設の設置を促進するとともに、民間アパートを活用した居宅支援等については、拠点事務所を中心とした取組の充実を図るとともに、その成果を踏まえ、関係市における類似事業の実施促進等に取り組みます。
- ・ ひとり親家庭が抱える個別の問題に応じ、就労支援や生活支援等を適切にコーディネートすることができる人材の育成に取り組みます。

エ 住宅支援

- ・ ひとり親世帯、多子世帯などの子育て世帯について、公営住宅の優先入居に向けて取り組みます。
- ・ 子育て世帯等に対し、市町村と連携しながら民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、住宅に関する相談及び住宅改修の支援等を実施するほか、地域優良賃貸住宅における家賃低廉化の支援を検討します。

- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の転宅資金の貸付けを通じて、ひとり親家庭への住宅支援を行います。
- ・ 離職等により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に対し、一定期間家賃相当額（住居確保給付金）を支給します。
- ・ ひとり親家庭等について、市町村における賃貸住宅契約に係る保証人等の居住サポートの実施を促進します。

（就労の支援）

ア 親の就労支援

- ・ ひとり親家庭や生活困窮家庭の親に対し、就労に有利な資格取得のための受講費用や養成機関修業中の生活費の助成及び養成機関への入学準備や資格取得後の就職準備に要する費用の貸付（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、生活福祉資金等）により、就業支援を推進します。
- ・ 生活困窮者及び生活保護受給者に対して、就労支援員による支援や、就労の準備段階者への支援を行います。
- ・ 就職困難者、生活困窮者、生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、ハローワークと福祉事務所等によるチーム支援を行います。
- ・ 生活保護受給者の就労促進のため、就労活動促進費及び就労自立給付金を支給します。

イ 親の学び直しの支援

- ・ 生活保護を受けているひとり親家庭の親が高等学校に就学する場合に、一定の要件の下で、就学に係る費用（高等学校等就学費）を支給します。
- ・ ひとり親家庭の親及び子に対し、高等学校卒業程度認定試験合格のための受講費用の一部を支給します。

ウ 就労機会の確保

- ・ ひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進給付金等事業を通じた就業支援や就労支援に資する職業訓練を行うとともに各種雇用関係助成金を活用した親の就労機会の確保を図ります。

- ・ ひとり親家庭の親の就労の安定化を図るため、託児機能付きの研修と職場訓練を実施するとともに、ひとり親の人材活用について経済団体等への働きかけを行います。

（経済的支援）

ア ひとり親家庭等への支援

- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターや国の養育費相談支援センター等において養育費に関する相談支援を行います。
- ・ 貧困状態にある子どもの保護者やひとり親家庭の親などに対し、既存の支援に加え、可処分所得の向上に資する施策を展開し、貧困の連鎖の解消を図ります。

4 雇用の質の改善等に向けた取組

＜施策の方向性＞

- 県内企業の雇用の質の改善や生産性向上を図り、所得を向上させ、その成果を働く人へ分配することで、賃金の上昇に繋がり、ひいては貧困の連鎖を断ち切ることに繋がることから、県内企業の取組を促進します。

【具体的取組】

- ・ 労働環境及び労働条件の実態を把握するための実態調査を行い、労働環境の向上を図ります。
- ・ ワーク・ライフ・バランスの普及啓発や働きやすい雇用環境の整備促進を図るため、企業等を対象としたセミナーの開催や社会保険労務士等の専門家の派遣を実施します。
- ・ 非正規従業員の正規雇用化を図る企業等に対して研修費用や専門家派遣などの支援を行うことで、正規雇用化の促進につなげます。
- ・ 従業員の雇用環境の整備と雇用の質の改善を図るなど、積極的に人材育成を図る企業を認証する人材育成企業認証制度等の周知広報を図ります。
- ・ 就職・雇用等に関する求職者や事業主等のさまざまなニーズに対応するため、総合的な就業支援拠点（グッジョブセンターおきなわ）を設置し、生活から就職までをワンストップで支援します。
- ・ 県内事業所の99%を占める中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けて、経営革新や経営基盤の強化等に取り組めます。
- ・ 県内企業の「成長と分配の好循環」の構築を図るため、行政機関、労使団体、士業団体、支援機関等との連携を強化するなど、県内企業の積極的な取組を促進します。

5 沖縄県子どもの貧困対策推進基金

＜施策の方向性＞

- 県と市町村が連携して、計画的かつ効果的に子どもの貧困対策に資する事業を実施するため、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を設置します。

【具体的取組】

- ・ 沖縄県子どもの貧困対策推進基金を創設し、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会の確保を図る県及び市町村が実施する事業に活用します。

6 子どもの貧困に関する指標及び目標値

子どもの貧困に関する指標及び目標値

No	区分	指標名		沖縄県		全国
				基準年度 又は年	目標値 (H33年度)	
1	乳幼児期	乳幼児健康診査の受診率	乳児	89.2% (H25年度)	95.0% (H31年度)	95.3% (H25年度)
2			1歳6か月児	86.9% (H25年度)	94.0% (H31年度)	94.9% (H25年度)
3			3歳児	84.0% (H25年度)	91.0% (H31年度)	92.9% (H25年度)
4		乳児全戸訪問事業における訪問率		83.0% (H25年度)	92.0%	90.6% (H25年度)
5		養育支援訪問事業の実施市町村数		17市町村 (H25年4月)	31市町村	－
6		里親等委託率		34.6% (H26年度)	現行水準を維持	16.5% (H26年度)
7		ひとり親家庭の子ども就園率(保育所、幼稚園)		71.3% (H25年度)	全国平均並	72.3% (H23年度)
8		保育所等利用待機児童数		2,591人 (H27年4月)	0人	23,167人 (H27年4月)
9		3歳児むし歯有病者率		30.7% (H27年度)	20.0% (H34年度)	17.0% (H27年度)
10		沖縄子ども調査による困窮世帯の割合(未就学児)		23.3% (H29年度)	20.0%	－
11	小・中学生期	放課後児童クラブ平均月額利用料		10,115円 (H26年度)	低減	－
12		不登校児童が学校内外で相談機関等から相談・指導を受けた割合(小学校)		87.6% (H29年度)	90.0%	79.0% (H29年度)
13		不登校生徒が学校内外で相談機関等から相談・指導を受けた割合(中学校)		86.0% (H29年度)	90.0%	75.1% (H29年度)
14		全国学力・学習状況調査平均正答率	小学校	63.6% (H27年度)	全国水準維持	63.2% (H27年度)
15			中学校	53.5% (H27年度)	全国水準へ到達	60.1% (H27年度)
16		高等学校等進学率		96.4% (H27年度)	98.5%	98.5% (H27年度)
17		生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率		83.5% (H25年3月卒)	全国平均並	90.8% (H25年3月卒)
18		児童養護施設の子どもの高等学校等進学率		100.0% (H26年3月卒)	現行水準を維持	97.2% (H26年3月卒)
19		スクールソーシャルワーカーの配置人数		20人 (H27年度)	24人	1,008人 (H25年度)

子どもの貧困に関する指標及び目標値

No	区分	指標名		沖縄県		全国
				基準年度 又は年	目標値 (H33年度)	
20	小・中 学生期	スクールカウンセラーを配 置する小学校、中学校の 割合	小学校	65.0% (H26年度)	100%	37.6% (H25年度)
21			中学校	100.% (H26年度)	100%	82.4% (H25年度)
22		就学援助制 度に関する 周知状況	毎年度の進級時に就学援助 制度の書類を配付している 市町村の割合	46.3% (H25年度)	100%	61.9% (H25年度)
23			入学時に学校で就学援助の 書類を配付している市町村 の割合	36.6% (H25年度)	100%	61.0% (H25年度)
24		就学援助を申請しなかった理由として「就 学援助を知らなかった」とする貧困世帯の 割合(小学5年生保護者)		20.0% (H27年度)	0%	－
25		地域等における子どもの学習支援(無 料塾等)		33市町村 (H27年度)	41市町村	－
26		中学校卒業後の進路未決定率		2.5% (H26年度)	全国平均並	0.7% (H26年度)
27		就学援助世帯の児童の中で、学校の歯科 検診において、むし歯で要受診とされた者 の割合(小学生)		50.5% (H29年度)	48.0%	－
28		就学援助世帯の児童の中で、学校の歯科 検診において、むし歯で要受診とされた者 のうち未受診者の割合(小学生)		75.1% (H29年度)	73.0%	－
29		沖縄子ども調査による困窮世帯の割合 (小・中学生)		29.9% (H27年度)	20.0%	－
30	高校 生期	高等学校中途退学率		2.2% (H26年度)	全国平均並	1.5% (H26年度)
31		生活保護世帯に属する子どもの高等学 校等中退率		3.7% (H24年度)	県平均並	5.3% (H24年度)
32		不登校生徒が学校内外で相談機関等から 相談・指導を受けた割合(高校)		80.5% (H29年度)	83.5%	58.4% (H29年度)
33		大学等進学率		39.8% (H26年度)	45.0%	54.5% (H26年度)
34		生活保護世帯に属する子どもの大学等 進学率		30.8% (H25年3月卒)	全国平均並	32.9% (H25年3月卒)
35		児童養護施設の子どもの大学等進学率		26.1% (H26年3月卒)	県平均並	22.7% (H26年3月卒)
36		高校卒業後の進路未決定率		12.1% (H26年度)	全国平均並	4.4% (H26年度)
37		沖縄子ども調査による困窮世帯の割合 (高校生)		29.3% (H28年度)	20.0%	－

子どもの貧困に関する指標及び目標値

No	区分	指標名	沖縄県		全国
			基準年度 又は年	目標値 (H33年度)	
38	大学生期	県外進学大学生支援事業(給付型奨学金)による支援人数	25人 (H28年度)	100人	—
39	支援を要する若者	若年無業者率(15歳～34歳人口に占める無業者の割合)	4.6% (H26年度)	全国平均並	2.1% (H26年度)
40	保護者	就職相談から就職に結びついたひとり親家庭の数(累計)	399世帯 (H26年度)	800世帯	25,621世帯 (H26年度)
41	雇用の質の改善等	正規雇用者(役員を除く)の割合	58.2% (H28)	62.5%	62.5% (H28)

子どもの貧困に関する参考指標

No	区分	指標名	沖縄県 (基準年度又は年)	全国
1	中学・高校生期	生活保護世帯に属する子どもの就職率(中学校卒業後)	1.6% (H25年3月卒)	2.5% (H25年3月卒)
2		生活保護世帯に属する子どもの就職率(高等学校卒業後)	39.3% (H25年3月卒)	46.1% (H25年3月卒)
3		児童養護施設の子どもの就職率(高等学校卒業後)	69.6% (H26年3月卒)	70.9% (H26年3月卒)
4		小学校児童の不登校(児童千人当たり)	4.6人 (H26年度)	3.9人 (H26年度)
5		中学校生徒の不登校(生徒千人当たり)	32.0人 (H26年度)	27.6人 (H26年度)
6		高等学校生徒の不登校(生徒千人当たり)	28.2人 (H26年度)	15.9人 (H26年度)
7	保護者	ひとり親家庭の親の就業率(母子家庭)	87.5% (H25年度)	80.6% (H23年度)
8		ひとり親家庭の親の就業率(父子家庭)	92.3% (H25年度)	91.3% (H23年度)
9		ひとり親家庭の正規雇用者(役員を除く)の割合	46.6% (H25年度)	56.3% (H23年度)
10	その他	不良行為少年補導人員(人口千対)	132人 (H26)	32人 (H26)
11		就学援助率	19.65% (H25年度)	15.42% (H25年度)
12		子どもの貧困率	29.9% (H26)	16.3% (H24)
13		子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	58.9% (H26)	54.6% (H24)

第4章 子どもの貧困に関する調査研究

沖縄県における子どもの貧困対策の効果的な推進に資するよう、以下に掲げるような子どもの貧困に関する調査等に取り組むこととします。

1 子どもの貧困の実態等の把握・分析するための調査研究

県内における子どもの貧困の実態や、子どもの貧困に関する施策の実施状況等を適切に把握し、分析するための調査研究を継続的に実施します。

2 子どもの貧困対策に関する情報の収集・蓄積、市町村への提供

本県の子どもの貧困対策の企画・立案、実施に資するよう、子どもの貧困の実態や国・大学等の調査研究の成果等子どもの貧困対策に関する情報の収集・蓄積を行います。

また、県内市町村が地域における子どもの貧困の実態、地域の実情を踏まえた対策を企画・立案、実施できるよう、全国的な子どもの貧困の実態や先進施策の事例など必要な情報提供に努めます。

第5章 連携推進体制の構築

1 関係機関における連携推進体制

子どもの貧困対策は、子どもの実情を理解し受け止めるつながる仕組みの構築、貧困が子どもの生活と成長に及ぼす様々な影響を解消する総合的な対策の推進、子どもが生まれてから社会人として自立するまで切れ目のない支援を行うことが重要です。

これを実現するため、県は、沖縄県子どもの貧困対策推進会議を活用し、全庁体制で対策を推進することはもちろんのこと、国、市町村、関係団体・法人、NPO、民間企業等と知恵を出し合い、緊密な連携を図り、広く県民各層の理解と協力を得ながら対策を推進します。

国、県及び市町村の役割分担に当たっては、「沖縄の子供の貧困に関する内閣府・沖縄県・市町村の意見交換」における「沖縄の子供のために（沖縄の子供の貧困対策のためのメッセージ）」（平成27年12月1日）で取りまとめた以下の内容を踏まえることとします。

- 市町村は、子供の貧困に関する多くの事業を実施する主体として、積極的に対策に取り組めます。
- 沖縄県は、「子どもの貧困対策計画」を策定し、総合的できめ細やかな対策が講じられるようにします。
- 内閣府は、子供の貧困対策と沖縄振興を推進する立場から、関係省庁と連携し、市町村や沖縄県の取組を支援します。

このような役割分担を基本として、県は、広域的、専門的な取組が求められる施策を中心に担うほか、国と連携しながら、市町村における子どもの貧困に関する地域の課題を解決するための取組を支援することとします。

2 県民運動としての子どもの貧困対策の展開

子どもの貧困対策を推進するに当たっては、県民の幅広い理解と協力の下に子どもの貧困対策を県民運動として展開することができるよう、国、県、市町村をはじめ、教育・医療・福祉の関係団体、経済・労働関係団体等で構成する「沖縄子どもの未来県民会議」を平成28年6月に設置、広報啓発活動や、民間資金を活用したNPOその他の支援団体並びにボランティア等の自主的な活動への支援等に取り組みます。

3 庁内及び外部有識者による施策の評価

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、沖縄県子どもの貧困対策推進会議において、PDCAサイクルに沿って施策の点検評価を行い、必要な見直しを行います。

また、外部有識者等で構成する会議を設置し、施策の分析・評価を行い、計画の効果的な推進を図るための体制を構築します。